
平成30年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成30年9月10日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成30年9月10日 午前9時01分開議

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
 2. 桑原 三平 議員
 3. 大庭 澄人 議員
 4. 河村由美子 議員
 5. 三浦 浩明 議員
 6. 松蔭 茂 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
 2. 桑原 三平 議員
 3. 大庭 澄人 議員
 4. 河村由美子 議員
 5. 三浦 浩明 議員
 6. 松蔭 茂 議員
-

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 松蔭 茂君 | 2 番 三浦 浩明君 |
| 3 番 桜下 善博君 | 4 番 桑原 三平君 |
| 5 番 中田 元君 | 6 番 大多和安一君 |
| 7 番 河村 隆行君 | 8 番 大庭 澄人君 |
| 9 番 河村由美子君 | 10 番 庭田 英明君 |
| 11 番 藤升 正夫君 | 12 番 安永 友行君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	中林知代枝君

午前9時01分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席人数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程に入る前に報告をいたします。

初日に設置した決算審査特別委員会の委員については、お手元に配付した名簿に記載の6名の方で構成することになりました。委員の互選によりまして、決算審査特別委員会の委員長には6番、大多和議員、副委員長には2番、三浦議員が選任されましたので報告をいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） おはようございます。よろしくお願いします。今回は2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、西日本豪雨時、町の対応についてということと、2点目は指定管理施設の現状についてということを質問させていただきます。

まず1点目の質問に入る前に、このたびの西日本豪雨災害におきまして、多数の方がお亡くなりになりました。亡くなられた方に対しまして、心からのお悔やみと、被災をされました方に心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に移ります。

このたび6月28日から7月の8日にかけて、大変な降雨がありまして、いわゆる西日本豪雨災害という災害が発生しております。私が調べましたところ、この災害におきまして、死者が221人、行方不明者が現在も9名、負傷者は421人、家の全壊が6,296棟、半壊が1万508棟、床上浸水が8,937棟、床下浸水が実に2万545棟に至っております。

また亡くなられた方のうちわけは広島県が114名、岡山県が64名、お隣の山口県で3名であります。この間の降雨量が500ミリを超えるという、今まで観測史上最多の雨量を更新している、そういうふうな規模でございました。

また、島根県でも江の川流域で200棟以上の床上浸水が起こっております。幸いにも死傷者は、不幸中の幸いでありませんでした。島根県でも200棟以上の床上浸水が起きております。

この主な原因は、土砂崩れあるいは土砂の河川の氾濫等があります。農水被害につきましては、広島県で約118億円、岡山県で33億円、山口県で44億円、当島根県でも23億円にのぼる農林水産の被害が出ております。

データを、今、紹介させていただきましたが、これからは私の質問であります。実は大変死傷者がふえたこの原因が、連日マスコミ等でも言われておりますが、避難について住民の皆様の避難に対する危機管理が薄かったのではなかったかということが盛んに専門家からも言われております。

自分の家は、勧告とか指示がありましても、自分の家は大丈夫だと。または避難する緊急性がなかったとか、あるいは避難勧告、指示が出て、隣近所も避難してないので、私の家は大丈夫だとか、そういうことが住民の中で認識としてあって、それで避難がおくれて、これだけの死傷者がふえたのではないかということが、専門家の皆様からも指摘をされております。

そのことを踏まえまして、それでは当吉賀町ではどうだったかということについて、質問をさせていただきます。

先日の全員協議会の中で、この豪雨につきまして、町の対応につきまして、資料をいただきました。その中で、いろいろと避難につきまして、何人の方がどこへ避難したとかいう、時系列で資料をいただきました。

その中で、これを見ますと、吉賀町では避難につきましては3種類ありますが、一番重いといひましようか、避難指示は勧告までは出ておりますが、避難指示は出ていなかったようにこの資料では出ております。避難勧告までは出ております。

それで、調べましたら、この避難には3つございまして、最初は避難準備情報、特に高齢者や避難に時間がかかる人に早目の避難を呼びかける。これが一番最初に出される避難準備情報であります。

そして、その次に避難勧告が出されます。これは災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されます。これが避難勧告であります。指定された避難所などへ、安全な場所への避難を進めるものでありますが、避難を、これは勧告でありますので強制するものではありません。

そして、最後に避難指示というのが出されます。これは状況がさらに悪化し、災害によって人的被害が出る危険性が非常に高まった場合や、人的被害が発生した場合に発令されます。

ただ避難しなかった方に対する罰則規定というのはありません。これが避難指示であります。当町では最初の避難準備情報あるいは避難勧告までは出ておりましたが、避難指示までは出ていないように、この間いただいた資料にはなっております。

そこで、この町の対応につきまして、4つほど質問をさせていただきます。その都度質問しますので、町長は全部一遍に答えんようによろしくお願いします。

まず1点目の避難勧告指示であります。ここに資料をいただきました。通告にもしてありますが、先ほどちょっと述べましたが、それぞれの準備情報あるいは避難勧告が出されておりますが、対象の世帯、対象は何人の方に出されて、本当にその準備情報によって避難をされた方、あるいは避難勧告が出て避難をされた方は、当町ではどうだったかということを、まずは当町の現状を、この間全員協議会で資料をいただきましたが、改めて何人の方が、対象者は何人でありながら、何人の方たちが避難をされなかったかということにつきまして、まず1点目でお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） おはようございます。それではまず1点目、西日本豪雨時の町の対応についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

最初に避難準備、高齢者等避難開始及び避難勧告の発令状況について触れさせていただきたいと思います。7月6日の午前8時15分、前日から的大雨によりまして、大雨土砂災害警報が発令されたため、同日正午、吉賀町全域、当時の数で言いますと、3,222世帯、6,314人でございますが、この全域に対しまして、避難準備、高齢者等避難開始の発令をさせていただいております。

その後、立河内川の氾濫の危険性が高まったということから、午後2時に立河内地区の一部地域、数で申し上げますと65世帯、124人でございます。この地域に対しまして、避難勧告の発令をさせていただきました。

また、蓼野川の氾濫の危険性も高まったということから、午後3時55分、蓼野の捨河内地区11世帯、18名の方に対しまして、避難勧告の発令をしたところでございます。

さらに、立河内地区につきましては、勝繁ヶ池という堤、ため池があるわけでございますが、

こちらの堤があふれる危険性も高まったという状況の中から、午後５時２２分に、立河内地区全域、１４１世帯、２４９名の方に対しまして、エリアを拡大し、避難勧告の発令をしたということでございます。

くわえて避難場所の状況についてもつけ加えて申し上げておきたいと思います。吉賀町におきましては、先ほど申し上げましたように、７月６日正午に避難準備、高齢者等避難開始の発令に合わせまして、町内５つの避難所の開設をさせていただきました。

場所につきましては、吉賀町六日市基幹集落センター、吉賀町ふれあい会館、蔵木小学校の体育館、注連川・仲ノ原地区の集会所、そして吉賀町林業総合センター、この５カ所の開設をしたということでございます。

その後、午後２時に立河内地区の一部地域に避難勧告を発令したということから、立河内地区の集会所も、避難所の開設をいたしました。午後２時の後刻のところで、午後５時２２分に立河内地区全域を対象とした避難勧告の拡大をしたということから、同時刻をもって、立河内地区の集会所を閉鎖し、あわせて多くの避難者を受け入れる必要があったということから、六日市の基幹集落センターも閉鎖し、かわりに隣にあります町民六日市体育館に開設をしたということでございます。

それぞれの避難所に避難されてこられました方の状況につきまして、いずれも最大の避難者数で報告をしておきたいと思いますが、まず立河内地区の集会所につきましては７人でございます。ただ申し上げましたように、後ほどのところで六日市の体育館に統合させていただいたということ、それから吉賀町六日市基幹集落センター、こちらのほうへは３名、同じく後ほどのところで隣の六日市体育館に統合をさせていただいております。町民の六日市体育館、こちらへは１７名、申し上げましたように立河内地区集会所、六日市基幹集落センター、こちらのほうへ避難された方もこの数には含まれております。

そして、吉賀町ふれあい会館が４名、蔵木の小学校の体育館が２名、注連川・仲ノ原地区集会所へ１４名、七日市の林業総合センターが１３名と、こういった状況でございます。

それから、御質問の中にもございましたが、とりわけ立河内地区の避難状況、避難場所が変わるというようなことになりました。最終的に避難所の名簿で確認いたしましたが、立河内地区の住民の方につきましては、１１名の方が結果的には避難をされておったということを確認しているところでございます。

○議長（安永 友行君） ３番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） 今、町長のほうから詳しく避難状況をお聞きしましたが、改めて確認しますが、後でまた質問をしますが、立河内の堤が決壊の恐れがあるということは今回２回目でありますが、勧告までで避難指示までいかなかったということについては、それだけの決壊

する危険性がなかったというふうに理解を、これだけ、西日本で避難指示というのが出ておりますが、当町では避難指示まではいかなかったと。

この中で見ますと、恐らく立河内の堤が、危険性が一番高かったのではないかと思います、避難指示が出なかったということは、それだけ堤についてはまだ危険性がなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 立河内の堤、勝繁ヶ池のお話でございます。当初、187号線から上流河川沿いの地区に、一部地域に対して避難勧告を出させていただいた。後刻のところで申し上げましたように、ため池のところが越水するという危険性から、勧告をもう一度出させていただきまして、吉賀町にありますマップで、ここが決壊をすると、立河内のいわゆる下の集落のほうまで被害が及ぶというような判断の中から、避難勧告を立河内の全域に対して後刻で出させていただいたということでございます。

避難勧告で避難指示の定義づけは、先ほど議員さんのほうからお話があったようでございますが、今回のため池の状況を見る中で、即座に人的被害が出るという状況にはないということを判断いたしましたので、指示に至らず勧告をまず全域に対して出させていただいたというようなことでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それでは2番目の質問なんです、防災無線サイレンについてお聞きします。

このたびのさんざんマスコミでも報じられておりますが、余りにも豪雨とか風の音によって避難勧告あるいは指示が、防災無線、サイレンを通じて発令をされたにもかかわらず、それが聞こえなかったという声がよくマスコミにも言われていますし、またそういう声も聞いておりますが、果たしてこの中ではダムが決壊しそうだということで、ダムの水の放水に関しましても、この防災無線あるいはサイレンで3度も流したというふうに関係者の証言等が、テレビ、マスコミ等にも流れておりますが、町民の皆さんは実際に聞こえなかったという声が多く寄せられておりますが。

当町の現状であります、現在防災無線につきましては修理中ということで、昼の11時半も、同僚議員が質問したことがあります、昼の11時半のサイレンも現在は修理中でもう鳴らないということで、完全に直るのは2年後ぐらいということで、非常にえらい遅いなというふうに実感をしておりまして、皆昼の11時半が鳴らないということは、農家にしましてはサイレンが鳴らるので、気がついて家に帰ったら12時半だとかそういうことはよく聞いておりますが。

この当町の防災無線、サイレンについて、その現状をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、お話がありましたように、全国的には豪雨でなかなかそのアナウンスが聞こえなかったということがございました。当然、情報伝達の主たる手段でございます。全国的には、お話がありましたように、豪雨で聞こえなかったというような報道をされた事態があったようでございます。

吉賀町では、各御家庭に配付をしております戸別受信機がそれぞれの御家庭にあると、屋内にあるというような状況でございますので、全国的にあったようなお話、いわゆるその豪雨、雨の音でなかなか聞き取れなかったというようなお声は、今、役場、行政のほうには届いておりません。特に今回の西日本豪雨のときに際しましても、そういった苦情を含めて、お話は届いていないという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ちょっと関連になりますが、今、町長から、この件についてはそういう問い合わせ、苦情はなかったということでございますが、防災無線の修理につきましては一刻も早い修理をよろしくお願いします。

それでは、3番目のこれも全員協議会の中で質問をさせていただきましたが、消防団の対応につきましてお聞きします。

このたび、この豪雨によりまして、消防団の方には本当に待機といいましょうか、見回りといいましょうか、土のうの設置といいましょうか、本当に昼夜を問わずに、平日にもかかわらず消防団の方に出動していただきまして、本当に心から消防団の皆様には町民の一人といたしまして感謝をいたします。

そこで、その中で、全員協議会でも消防団に対するまことに細かいことで申しわけないんですが、弁当のことにして質問をさせていただきました。といいますのは、弁当につきましては、消防団は指令が出て出動をしますと、その弁当につきましては出動手当の中に含まれております。これが現在の規定なので、これにつきましてはもう変えようがありませんが、このたびの豪雨のときに、0時をまたいで2日間出動された方がおられます。

特に第一分団に関しましては、多数の方が0時をまたいで2日間、深夜にわたって出動をされたということを聞いております。平日なので、仕事が終わってここに出動をされて、そして0時をまたいで、またその待機指示が解除されて、また家に帰って、それから勤務すると。

そういう方が、本当に消防団というのはそういうのは当たり前のことなんですが、そういう意識を持ってやっておりますが、一般的に考えますと、本当に0時をまたいで仕事が終わって出て、またそして0時をまたいで深夜に帰ってきて、そしてまた勤務すると。

本当に、非常に消防団というのは、そういうもんだといえそうですありますが、私も町の規定

で、弁当につきましては出動手当に含まれておるということは重々認識をしておりますが、この0時をまたいで2日間勤務をされたという方につきましては、多くはないと思うんですが、私はせめてその方に弁当ぐらいいは支給をするのが当たり前ではないかと思っております。

私も消防団の経験がありますが、そのことにつきましては何度も事務局のほうに聞きましても、出動手当に含まれているのもう出せないという一点張りで、全部それぞれ個人が弁当を買われているのが現実であります。

その条例を変えるということは大変な重いことでありますが、この消防団の弁当の支給につきまして、大変小さいとは思いますが町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 消防団員の方の出動に際しての弁当の支給というお話でございます。今お話がございましたように、基本的には、これまでと同じように手当に含まれているという理解の中から支給はしないということについては変わりはありません。

ただ、お話にありましたように、災害の規模であったり、それから出動する時間、あるいは昼、夜、それぞれ状況が違うわけでございますので、そこは状況に応じて柔軟な対応をしていくところもあるべきだろうというふうに思っています。

最近はありませんが、以前は婦人防火クラブがあったり、それからそれぞれの自主防災クラブが、今できつつあります。そういったところで、仮に大規模災害が長期化するようなことになれば、そういったクラブあるいは団体での炊き出し等もあるかも知れません。

そういったことがあれば、これはやはり行政のほうとしても支援をしながら、消防団員の方にそういったところでの食料を提供するということは可能でございますので、これまで全てを踏襲するということではなくて、状況によって柔軟な対応をとっていく準備はあるということをお伝えさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今町長の状況に応じて検討するということをお聞きしまして、本来に状況に応じた対応をよろしくお願いします。

それでは、1番目の質問の最後になりますが、また繰り返しになりますが、立河内の堤についてお聞きします。

これも私は全員協議会のときに質問をさせていただきましたが、この決壊の恐れがあるということは、今まで私の経験では2回目ではありますが、何とかならないかという質問をしましたが、町長は、これは個人の方が所有をされているということで、個人の所有につきまして町がどうかこうとかいうことは、なかなか厳しいんだということを答弁されておりますが、吉賀町ため池ハザードマップ及び耐震性健全度評価という表がホームページにも出されておりますが、この中

で、吉賀町で1点だけ立河内の堤が、このハザードマップに載っております。

名前が勝繁ヶ池、ちょっと読み方がわかりませんが、という名が出ておりますが、ただハザードマップに1件だけ載っております。その1件が、高さが16メートル、貯水量が7,000トンということが載っております。

それで、この耐震性健全度評価というのが、これは県の指針でもあると思う。県か全国かわかりませんが、評価が非常に低いということが、吉賀町のホームページにも載っております。この堤が、今言われた民間の方が、詳細でいくかどうかということは、ちょっと私はわかりませんが、ハザードマップに1件載っております。

もしこの池が個人の持ち物であれば、例えばその堤が決壊をした場合、そして立河内地区の皆様にも多大な、甚大な被害が出た場合は、町としてはあるいは町の個人の所有のため池なので、町は知りませんよと。なかなかそういうふうにはならないと思うんですが、そういうことに甚大な被害が出る前に、個人の所有とは言われますが、ここはやはり耐震性も含めて、町とその所有者の方と話し合いをして早目に補修なり、またはそういう決壊が起こらないように協議をするべきではないかと思います。

前回質問をしましたときにも、町長がこれは個人の持ち物なので、なかなか町としてどうかこうとかできないというふうに言われましたが、実際に決壊の恐れがあるということが、もう今までも起きておりますので、この立河内の堤につきまして、個人の所有者の方と協議をするということは、可能であるかどうかについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 以前そういった御答弁をさせていただいております。とは言いながら、いろんなことを検討なり模索をさせていただいておりましたが、今回7月のときに恐らくため池の決壊の恐れがあるということで避難勧告を出したのは、これまで吉賀町でも当然その合併前の六日市も含めてもなかったと思います。

本当にこれまで経験したことのないような雨の降り方の中で、非常に危ないということで決壊を危惧して勧告を出させていただいたということでございます。ため池の名前は「かつもがいけ」といいます。

以前もお話をさせていただいたと思いますが、豪雨だけでなく、仮に地震があった場合、震度4以上の地震が発生をいたしましたら、所管をいたします建設水道課の職員が、夜であろうが深夜であろうが、現場にかけつけて土手等の調査もするというような堤でございます。管理は個人の方がやっておられる。水利権を持っておられる方も数名、地元の方ということでございます。

今、いろいろ担当課のほうを含めて、事業なりを模索していく中で、新しい制度ができそうだ

ということで、実は、今、事業の進捗を見るために、計画の策定業務のための発注の準備をさせていただいております。

それをさせていただいて、できれば来年度、31年度のところで、それに係る設計業務を行いまして、あとは国の制度でございますので、財源の問題がございますが、条件が許せば、32年度のところで、この堤、ため池の対策をする工事に着工させていただきたいというふうに思っております。

取水のいわゆるキャパといいますか容量は、先ほど議員がおっしゃられたような、あれだけの水が入るわけでございますので、基本的にはあの土手を築堤をしたものを開削をする、除去するような方法が得策かと思いますが、そういったところをしっかりと、これからの業務の発注の内容、それから状況が許せば工事の着工に向けた設計の中でいろいろ検討をさせていただいて、以後のところでこれに係る避難勧告あるいは避難指示等が回避できるように、行政としてもしっかりと責任を持って努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、町長のほうから本当に前向きな答弁をいただきました。私、今まで何回も質問をしましたが、これだけ前向きな答弁をいただいたのは初めてのような気がします。本当に立河内地区の皆さんも、この町長の答弁を聞きまして、本当に期待をしているものと思います。ぜひこの堤につきまして、ハザードマップに載らないように、ぜひ今の答弁のとおり前向きな対応と言いましょいか、よろしくお願いします。

それでは、大きく言いました2点目の質問に移ります。

この質問も、実は6月議会で大きく取り上げまして、水源会館に特化して質問をさせていただきました。指定管理施設の現状につきましてということで質問をさせていただきます。

実はこの通告書を出した後に、実は全員協議会で、先日、ゆ・ら・らの現状につきまして、10月撤退という報告がありましたので、ちょっとそれを聞かずに通告書を出しましたので、質問の中で通告をしていないことを質問をするかもしれませんが、町長、その辺は通告をしておりますので、もし答弁がなくても結構です。それは前もって申し上げます。

6月議会で、水源会館について私も質問をさせていただきました。利用者収入が、いわゆる入館料が年間で約11万円。それに比べて水源公園の中に設置してある自動販売機の収益が年間で約19万円あると。つまり入館料の収入よりも自動販売機の収入が多い。それが今の水源会館の現実であるということを述べさせていただきました。

その原因についてはいろいろ述べさせていただきましたが、リニューアル案が出ているということで、今リニューアル案について検討をするということを聞いておりますが、私が質問をしたのは、指定管理料として町はそういういろんな施設に出しておるわけですが、実際にそんだけ収

入が減っていて、非常に赤字という施設が町内に多いということでもあります。

言いかえれば、指定管理料だけを払えば、もう町は指定管理者に任せていると、そういうふうな状況が多いと思います。その極端な例であります、ゆ・ら・らはさておきまして、そのほかの施設につきましても、そういうのが本当に多いです。利用者はふえていない、そういうところが利用者収入は少ないのに、光熱費とかあるいはいろんな費用がかかっていると。赤字だという施設が本当に多いです。

私は指定管理者制度について見直したらどうかということを通告書に書いておりましたが、実はこの全協でもらった資料には、指定管理者制度は多様化する住民ニーズにより、効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として導入されたものということがうたわれておりますが、要するに経費の縮減を図るということも目的の一つということがうたわれております。

これは今の状態でいきますと、ほとんどの施設が赤字になり、利用者も減っているのに、指定管理料だけはどんどん5年契約と言いながら、町のほうから支払われると。ともすれば公募をしますので、その公募の基準に応じて決まるわけではありますが、経費の縮減というその目的と、今の町の指定管理者制度が相反していると私は思います。

このことにつきましては、この後もまた明日も同僚議員から質問が出ていると思いますので、あまりそのことについて、制度については私は詳しくは申しませんが、調べてみますと、本当に赤字といいましょうか、一番赤字が多いのはこのサンエムからいただいた資料を見ますと、スポーツ公園の利用者が非常に減っております。また長瀬のキャンプ場も減っております。

それに比べて、指定管理者料というのは毎年同じであります。スポーツ公園の中にテニスコートがあります。このテニスコートは非常に今よく使われております。それは、理由はこうであります。

エージェントさんが入りまして、学生さんが使われております。特に京都大学とか京都産業大学とか、遠方の大学がゆ・ら・らに泊りまして、ゆ・ら・らは送迎しませんので、それぞれの大学のバスで送迎して、立戸のスポーツ公園の中にありますテニスコートを使っていると。

これは人数は非常に多いんですが、収益は上がっておりません。なぜかといいますと、スポーツ交流施設ということで、町のほうから1人当たり1,500円か2,000円か補助が出ます。それを使っておりますので、実際になかなかスポーツ公園の収入にはつながっておりません。

先日、ゆ・ら・らの報告の中で、休暇村の社長も、子どもとか学生さんの利用者は多いが、いわゆる一般の方の利用者が少ないということが、赤字の原因にもつながっているということを言われておりましたが、このテニスコートのことも同じような原因であります。

そこで、私は水源会館のときも意見を述べましたが、やはりこれを指定管理施設として続けていくのであれば、今、もう公募が終わりまして、今議会にも上程されておりますが、やはり今ま

で以上に本当に経費の縮減ということ、目的の指定管理制度であれば、やはり行政がもう少し各施設に関して利用者がふえるような、ただお金だけ払って後は指定管理者に任せたよということになると、もう少し行政が積極的にこの施設に対して利用者がふえるような支援をするべきだと私は思います。

そのことに関して、町長、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは2点目の指定管理施設の現状についてということで、お答えをさせていただきたいと思います。通告の内容と若干変わっておりますので、足らずがありましたら、後ほどまた御指摘をいただきたいと思います。

指定管理者制度につきましては、先ほども御紹介がございました、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しながら、サービスの向上と経費の縮減を図るために導入された制度でございます。

しかしながら、吉賀町内の指定管理施設のほとんどが施設運営費用よりも利用料収入のほうが少なく、町からも管理料の一部または大半の委託料を支払うということになっているということでございます。

このため民間の能力がフルに活用されている状況とは、なかなかないのが現状でございます。御紹介がございましたサンエムも、今、交流施設それから公園施設、さらに観光施設等々も含めて、今14施設の指定管理の施設をお願いしているわけでございますが、お客さんの確保には大変苦慮をしているという状況は相変わらずでございます。

町といたしましては、平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づきまして、今後40年間で総量いわゆるその面積でございますが、40%縮減を目指すということとしております。水源会館あるいはゆ・ら・ら、こういった施設も全てこの公共施設に含まれるわけでございますので、縮減の対象になるものではないかというふうに思っております。

特に面積のお話をいたしますと、公の施設は今建築、いわゆる建屋で162施設でございますが、面積では延べ床面積が約9万3,000平米ばかりあるわけでございます。膨大な量でございます。ここを向こう40年間でどうするかという大きな大きな課題があるということでございます。

今後引き続き現在の状況で運営を行うかどうかということにつきましては、特に観光施設につきましては、平成31年度から2つの温泉施設、ゆ・ら・らと柿木でございますが、これにつきましては3年間、その他の施設につきましては5年間を期間といたしまして公募をし、今議会のほうへ温泉以外については上程をさせていただいているということでございます。

特に温泉施設はあれだけの設備を必要とする大規模なものでございますので、これからの施設

のありよう、それから施設の改修等を、この３年間で早い段階でめどをつけて、次のステップに向けて準備をしていくというようなスタンスで、今、これまで御説明をしたとおりでございますが、そういった方針で望んでいきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） ３番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） 指定管理者につきましては、この後も同僚議員の質問がありますので、以上ぐらいにしておきますが、最後、これは通告をしておりますが、全員協議会でゆ・ら・らの現状につきまして、先日、町のほうから現状と今後についての説明会がありましたが、そのことにつきまして通告をしておりますが、私の意見を述べさせていただきます。

これはゆ・ら・らに特化するのではなくて、彫刻の道についても同じく質問といいたいでしょうか、私も述べさせていただきますが、この彫刻の道は１０年間かけて、澄川先生のネームバリューを生かして、ゆ・ら・らとセットで観光客あるいは交流人口をふやす。または子どもたちの情操教育ということも含めて、この澄川喜一記念公園、彫刻の道というのを１０年かけて整備をするということでございました。そして、昨年も土台も含めて約５，０００万円近くという立派なモニュメントが建てられましたが、その時点での計画というんですか目的はよくわかります。

しかし、肝心の相乗効果を狙ったゆ・ら・らが非常な２３年度からの赤字で利用者も減ったということで、来年の３月を待たずに指定管理者が撤退すると。そして、１カ月は休み、そして１２月１、２、３はサンエムさんに業務委託をして、とりあえず温泉部門だけ営業すると。そして、新たな指定管理者は１０月から公募をするという説明がございました。この澄川喜一記念公園に対しては、町民の皆さんからいろんな、議会でも上程されまして、議会も承認しました。

しかしながら、なぜ彫刻の道にあれだけ今から１０年もかけて公費を投入して整備するのかという意見が本当に多く聞いております。昨年の議会の改選時のときも町民の皆さんから本当に多く聞きましたが、これはそれなりに先ほども言いましたように、ゆ・ら・らとセットで相乗効果をとということで交流人口の増加、観光客の増加あるいは子どもたちの情操教育という大きい目的を持ってこの１０年で整備するということがありましたので、私は承認という賛成をしていましたが、この指定管理者が１０月で撤退することになっては、状況がこれまた一変したと思います。

なぜかといいますと、今の業者が赤字が膨らんで、今後も見通しが立たないということで、契約を満了せずに１０月で撤退をすると。そういう施設に今後新たな指定管理者が応募をして選ばれても、非常に今の状況を見ると、観光客あるいは交流人口をふやす、いわゆる彫刻の道の目的でもありましたが、それは本当に達成は難しい、厳しいと思います。

町民の皆さんも今のままでは、なお一層彫刻の道に対して、私は理解を得るといえるのは厳しい状況に、なお一層なったと思います。そこで、私はもうそういう目的があるのであれば、あればということは大変失礼な言い方ですが、彫刻の道のためにも、やはりここは、ゆ・ら・らは、こ

れは私の個人的な意見なので述べさせていただきますが、姑息にすぐ営業をせずに、しっかり長期の休館をして直すところは直すと。

そして、コンサルタントに入っていて、施設あるいは厨房とかあるいは温泉施設を、そういうもう長年劣化して故障が多いというのは重々承知しておりますので、コンサルタントに入っていてしっかり直すと。それで、改めて指定管理者を公募して、これだったら、この施設だったらやっていけるというような自信を持って、公募をするような、施設に私はすべきだと思います。

通告をしておりますので、答弁はもしできれば、それは彫刻の道とゆ・ら・らというのはもちろんセットと思うんですが、町長、彫刻の道の今後について、ゆ・ら・らと関連とは言いませんが、そのことについて、もしこの場で町長の御意見があればお聞きをしますが、もし今は無理だということであれば結構です。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般の8月の31日ですが、全員協議会の最後のところで申し上げたとおりでございます。

その繰り返しになるかもわかりませんが、まず今お話にありましたゆ・ら・らとそれから隣接しております澄川先生のお名前をお借りした彫刻の道の件でございますが、彫刻の道につきましては10年かけてということで、これまで作品の買い取りをさせていただいたり、それから公園の整備も今しております、間もなく今年度分ということで終了をするわけでございます。

まずゆ・ら・らの施設のことににつきましては、先般も申し上げましたとおり、それから今ちょうど各地区、公民館単位で座談会もさせていただいて、先日も柿木でございましたので、そちらのほうでも私はお話をさせていただきました。

全員協議会でお話をした内容と全く同じ内容で発言をさせていただいておりますが、こうして7月の末に休暇村サービスさんのほうから、突如そういった申し出があったということで、今まで1カ月少々たったぐらいの時期でございますけど、この段階であの施設を大きくかじをとるということは、まだまだ結論を出すにはちょっと拙速かなということで、まずは現行の施設を守るということと、それからして、従業員の方がいらっしゃるわけですので、従業員の皆さんを守ると。施設を守る、従業員の方を守るということで、まずは業務委託という形で営業をさせていただく。

まあ報道、新聞では温泉に限定をしてというようなくだりもございましたが、全員協議会でお話をさせていただいたように、次なる業務委託を受けていただく会社のほうで、どれだけの従業員の方が確保できるか。これによってどれだけの業務が営業ができるかと、これにかかってくるわけでございますので、その状況を見ながら業者の方とお話をさせていただいて、事柄として支

障が出る部分を最小限に抑える形で、風評被害も含めて対応をさせていただきたいということでございます。

それから、彫刻の道の件でございます。

かなりの財源を投じて、それから今からも10年に近い歳月をかけて整備をするということで今までやってまいりました。しかし、今この状況を考える中で、特にゆ・ら・らがこういった状況になりましたので、これまでの計画を幾らか軌道修正なりをするということは、当然考えていかなければならないというふうに、これは私は思っております。

これから年度末にかけて、それから新しい指定管理者の公募をさせていただいて、その結果がどうかわかりませんが、その状況によっては、隣接をするこの彫刻の道の整備につきましても、一旦立ちどまるとか軌道修正をするということは当然考えていかなければいけないというふうに、現段階では思っております。

それから、ゆ・ら・ら本体のことについてでございます。

まずは年度末までは業者さんのほうへ業務委託をさせていただいて、10月の早い段階で、できれば来年の4月以降の再公募をさせていただくというお話をさせていただくというお話をさせていただきました。その心づもりで、今、準備をしているところでございます。

あくまで公募でございますので、結果的に手を挙げていただく業者があるか、それとも手を挙げていただく業者があっても、結果的に選定をされないか、それはわかりませんが、まずは公募をさせていただいて、その状況をまず見させていただきたい。

仮に公募をしても応募者がいない、あるいは選定がされなかったという段階になれば、先ほど議員からも御発言がございました。いろいろな方からも今御意見をいただいておりますが、将来的な部分について大きな判断をしなければならないという時期が来るかもわかりません。

それは、その結果を見てということでございまして、現段階につきましても、まずは施設を従業員を守りながら業務委託をさせていただいて、来年4月以降の公募をさせていただいて、次の3年間のところを見据えていきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 私の主な目的でありました彫刻の道につきましては、今町長より軌道修正あるいは一旦は立ちどまるということを検討すると言いましょるか、やむを得ないということをお聞きしまして、本当に私個人的な意見ですが、そう思っておりますのでよろしくお願い致します。

最後にこのゆ・ら・らと同じような事例がありますので、一つ紹介させていただきますが、浜田市に体験村というのがありました。ここも指定管理者が運営をしておりましたが、経営不振を理由に撤退をしまして、指定管理者の取り消しを市に申し出て、それが承認されて撤退をしまし

た。

その後、浜田市の直営で1年間、これを続けておりますが、やはりこれまでの市議会の全員協議会でも、昨年同期より7割売り上げが減っているということで、要するに直営でやっても、もう売り上げが7割減っているんで、とてもこれはやれないと。これ以上どんどん公費を突っ込むことも、これは大変だということで、体験村の休止を、今、浜田市のほうで検討をされております。これはこの間新聞にも載りました。

やはり、指定管理者が引き揚げて、その後に直営でやりましても、業績が元に戻ると言いますよ、伸びるということは非常に厳しいという、それがこの浜田市の体験村という例であります。

私は、これは例であります、これを紹介させていただきましたが、よその他市町村にもこういう例がありますので、ここは町長思い切って、やはり町の公費をどんどんつぎ込めばいいということは本当に町民の理解を得ることはできませんので、しっかりここは、ゆ・ら・らにつきましては、先ほど言いましたように思い切って大きくかじをとると、かじ取りを検討するということとを最後に述べまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、最後に私のほうから、繰り返しになるかも知れません。

ゆ・ら・らにつきましては、先ほど申し上げましたように、まず再公募をさせていただいて、その結果を見てからということにさせていただきたいと思います。

それから、大きい意味での公共施設の管理のあり方です。先ほど浜田市の弥栄のふるさと体験村のお話もございました。ああした事例が浜田に限らず全国あるわけですので、そういったところもしっかり検証をさせていただき、見させていただきながら、総合的に判断をさせていただきたいと思います。

冒頭の答弁で申し上げましたように、吉賀町の場合は9万3,000平米に上る床面積の公共施設があるということで、これは40年間で40%を削減、これをどうするかという解決の糸口は5年に1回、その施設をどうするかというのを検証するということで、今約束をさせていただいておりますので、大局的にそういったことをしっかり考えて、それをやっぱり役場の事務的なところからしっかり検証をするというシステムを早い段階でつくるということも必要だろうと思いますので、そういったところも含めて、これからはしっかり検討をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 時間が来ましたので、これで終わります。通告をしない質問をしましたが、答弁いただきましてありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1 番目の通告者、3 番、桜下議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2 番目の通告者、4 番、桑原議員の発言を許します。4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） おはようございます。私は2点ほど通告をしております。その前に、さきの西日本豪雨に際して被災され亡くなりました方々の御冥福を祈り、関係者の方々の一日も早い復興を願い、あわせて9月6日午前3時過ぎの北海道地震により亡くなられた方の御冥福を祈り、被災された方々の1日も早い復興を願うものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目の障がい者雇用は適正にということで、これは障がい者の雇用促進に関する法律昭和35年7月制定、その後1976年に身体障がい者の雇用が事業主の義務となる。その後、段々と改定されて、現在に至っております。

そして、ことし4月1日以降、事業主に6月末日の雇用実態を報告するよう義務づけられているもので、その中で15省庁が雇用する障がい者数を水増ししていた問題が発覚しております。その後、不正採用は地方自治体にも広がっていることが判明しております。新聞報道では、当町は雇用率をクリアしているが、現状とあわせ過去も踏まえ、状況について町長に聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それではまず1点目の障がい者雇用は適正にということにつきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

吉賀町役場の雇用状況についてでございますが、障がい者雇用率につきましては本年平成30年の6月1日現在で2.11%となっております。平成29年には1.09%、平成28年は3.30%という状況でございました。

また、障がい者の職員採用に関してでございますが、ここ数年障がい者限定の試験を実施をしているわけでございますが、申し込み自体が年によってはなかったり、あるいは申し込みをいただきましたが、試験の結果によって採用には至っていないというような状況もあるわけでございます。

なお、この障がい者を対象といたしました職員採用試験につきましては、昨年度までは身体障

がい者限定であったものを、今年度の募集からはこの身体障がい者に加えまして知的障がい、そして精神障がい者、こういった方も含めまして実施しているということを御紹介を申し上げておきたいと思います。

申し上げましたとおり、公共機関に求められます法定雇用率2.5%でございますが、現状冒頭申し上げましたように、若干届いていないということでございます。引き続き、障がい者雇用の促進に向けて取り組みを進めていかなければならないということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 中央省庁33の行政機関のうち、約8割に当たる27の機関で公表していた約6,900人のうち、不正算入していた約3,400人もの半数ということですが、このことについてどのように町長は、国や県の不正についてどのように町長はお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 中央省庁、国、それから都道府県、こういった対応の仕方、支援についてどうかということでございますが、国の調査結果につきましては、先月8月の28日に公表されておりまして、これは結果のみの公表でございます、今後対応策はとられていくということになるんだろうと思います。

いずれにしても、今御質問のあった内容、当然、国、中央省庁、それからそれぞれ都道府県、こちらのほうの内容でございます。それに対して吉賀町として、吉賀町の首長として、どうであるかということにつきましてのコメントは、これは控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 町長としての答弁は、コメントは控えさせていただくということですが、本来なら上部団体であります全国町村会あたりで、そうした国に対しての要望をすべきというか、是正すべき点は是正しなきゃいけないと考えております。そうした形をとって、国に対して是正を求めていくべきだと私は考えております。

そして、この身体障がい者の方々に対する就労支援はされていると思うんですが、この民間事業体についての、どのように吉賀町町内における事業体の現状等は雇用の促進について、指導する立場であると思いますので、このような状況についても把握されておられるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 町内企業たくさんあるわけございまして、それには一定の基準を持って国の法律で、先ほどもちょっと紹介をさせていただきました法定雇用率の設定がございまして、行政に対しては2.5%ということでございます。これは法定雇用率の設定がことしの4月にそれぞれ行政を含めて0.2ポイントずつアップしたということでございます。それが今町内企業

でどの企業でどの程度達成されているか、逆に達成されていないか、これは今私どものほうでは与えられたものでございませんで、全体のことは承知しておりませんが、いわゆる障がい者行政、障がい者雇用ということからにつきましては、これは当然行政、それから関係する機関、団体含めて、この町内でもしっかりと、その達成に向けて努力していただくような働きかけは、引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 先ほども町長述べられましたですが、今後の取り組みについて、私はこういった雇用率等に数字にとらわれず障がい者の方々を雇用すべきだと、積極的に雇用すべきだと考えておりますが、再度町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど国とか県に対してということもございましたが、私は一般論として申し上げたいと思うんですけど、ああして障がい者雇用につきましては、今回報道されておりますように、一部の行政機関において水増し雇用があったというような、本当大変残念な報道がされたということで、私本当に個人的に残念に思っております。先ほど申し上げましたように、国のほうは共生社会の実現をするという観点から0.2ポイント、ことしの春に4月にその法定雇用率をアップをしたというような働きがある中で、そういった事態、報道がされたということでございませんで、ここはやはりしっかりと考え直していかなければならないというふうに思っております。

特に民間に対しましては、法定雇用率が達成されない場合には、ペナルティがあるわけです。そこをやはり我々行政体というものはしっかりと考えていく必要があるだろうと思います。

企業にはそういったペナルティも与えながら、行政機関はそういう実態があるというのは、これは到底国民の皆さん、住民の皆さんに説明がつくものではございませんで、そういったところをしっかりと見据えて、吉賀町もこれからの障がい者行政であるとか、そういう部分については、しっかりとえりを正して対処していきたい、そんな思いでございませんで。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 私も今の町長の考えに全く同感でございまして、本当政府、与党からの政策は、障がい者の方に対して、本当軽視しているような数字だと私は考えておったわけでございます。当町でも障がい者支援センターの建設もあることでございませんで。これからも障がい者の就労支援について、御指導をされる努力を願うものでございませんで。

2点目に移ります。2点目は、商工振興対策ということで、これはプレミアム商品券に限定して質問してまいりたいと思います。

ことし8月1日に発行されましたプレミアム商品券のことですが、平成23年から行われ、商

工会員の商店ならどこでも使用が可能だったと思います。六日市と柿木の両スタンプ会というふうなことで行ったんですが、あと大型店舗に集中してしまったこともあります。そうしたことで前町長の考えもあります。両スタンプ会の共同事業として、発券することになったものと記憶しております。そのときの店舗数は、一応48店舗だったと記憶しておりますが、その後スタンプ会も一緒となり、現在51店舗で行っています。

昨年は事業経費を含め665万7,000円、今年度は698万円の助成を予算で組んでいるところでございますが、この商品券は非常に評判がよく、発行日8月1日水曜日ですが、8月6日月曜日の午前中には完売となっております。土曜日日曜日が入っているので実質4日間だと思いますが、昨年は販売方法を変えたので、売り切れるのが遅く12月末日までの使用期間が短くなるのではと心配されていたそうでございます。

そして、商品券はスタンプ協議会では販売するためのいろいろと考慮されていたそうですが、このことしの発券が住民の方には不公平感があるとの声を聞いております。年齢制限での予約、早い者勝ち、数量の問題等聞いております。このことについて行政としての指導はどのような考えに基づくものか町長の考えを聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の商工振興対策につきまして、まずプレミアム商品券についてお答えをさせていただきたいと思います。

前回のプレミアム商品券の販売の形態、平成23年度から行っております。先ほども少し御紹介もございました、議員がおっしゃられる分析と行政との数的な分析、若干相違があるかも知れませんが、その点御理解をいただきたいと思います。

最近の販売状況でございます。まず平成28年度につきましては、町民1人当たり3セットを上限として販売した結果、4日間で完売をしております。新聞折り込みや事業の継続による周知の成果だと感じております。

しかし、一方で4日間で完売したことによりまして、購入できなかった町民の方もおられるということも、大きな、大きな課題だろうというふうに思っております。

それを受けまして平成29年度につきましては、より多くの方に行きわたるようということから、販売セットの上限を3セットから2セットに変更したところでございまして、結果といたしまして販売終了までに、今度は逆に71日間の期間を要することになったということでございます。

さらに今年度でございます。平成30年度につきましては、使用期間のことなども考慮いたしまして、販売セットを3セットに再び戻して販売いたしましたところ、やはり5日間で完売という結果となりまして、セット数により完売日数が変わるという、対策が非常に難しいという状況

でございました。なお、購入者総数でございますが、平成28年度が1,054人、平成29年度が1,547人、そして今年度平成30年度が1,029人という状況でございます。

吉賀町としてのこの事業についてのかかわり方についてでございます。毎年度本事業への補助金の要望があるわけでございますので、その都度事業内容を確認をさせていただきまして、特に窓口となります産業課のところで見直すべきところがある場合には、指摘もさせていただいているということでございます。

これまでも高齢者への早期予約販売なども実施しているわけでございますが、今後もより多くの町民の方に公平に行き渡る方法がないか、事業実施していただいております町のスタンプ協議会、あるいは事務的なことの御支援をしていただいております商工会、こういった機関、団体等と協議を重ねて、よりよい方向に向けて検討してまいりたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この町長の答弁では、こうした購入された人数ですが、一応経済効果はこういう3点セットでございますので、ざっと3,600万円、この3,600万円というものが町内に小店舗のスタンプ会のほうの購入実績として残るわけでございます。こうした経済効果が続いていくということについて、効果の検証、役場は要するに行政としてその経済効果についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 経済効果のお話でございますけど、当然これまで23年度以降ずっとやっている事業でございます。その年その年で販売をしていただいたものは間違いなく、これは経済効果があるということは認識しております。それから売れ残りがあるということはほとんどないと思いますけど。そういったことがないように、それから使い勝手のいいような方法もやっぱり考えていく必要があろうかと思います。後ほどあるようでございますが。木の駅プロジェクト丸太券の関係ですと、1回使ったものを今度は店を変えてもう1回使えと、そういったこともひょっとしたら可能かなと、そうすると結局商品券回転をして経済効果が段々膨らんでくるということですから、そこは使いようの問題ですから、とは言いましてもそれは実際扱っていただける店舗の方に御苦労なり御不便なり、事務の煩雑さがついて回るわけでございますので、そこはまた協議会であるとか商工会のところの、それから産業課含めて、事業のあり方、それから効率的な事業のあり方というのをしっかり検討すれば、まだまだ経済効果を膨らませていく余地はあるかなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） このスタンプ協議会の会員さんといいますか、加入されている店舗数は、合わせて現在51店舗でございます。平成26年度は47店舗、4店舗ふえたわけでご

ざいます。こうした小規模店舗の活性化といいますか、これはぜひ今後とも続けていかなければならないし、またこれを利用される方々の4日間で完売、せっかく購入したいという方がおられても早い者勝ち、あるいは65歳以上の予約制といいますか、店頭のみでの表示で掲示であったというふうに聞いております。

そういう早く完売させたいというスタンプ会の方の意向はよくわかるわけですが、そこでこれをもう少し発券部数を多くする、そういうことについて不公平感を取り除くために発行部数の拡大について考えるべきだと思いますが、そうしたことについて町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 発券枚数のいわゆる増刷、今この場でいたします、いたしませんということは、当然即答はできないわけですが、やはりこの事業にかかわっていただいております店舗の皆さん、それから商工会、産業課、そういったところとしっかり事業のあり方を、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、経済効果がしっかり見てとれるような事業をやりたいと、そういったことでこういうとこでやりたいんだと、なのでそのプレミアム商品券の発券枚数もふやしたいんだと、こういったストーリー性がないと、やみくもに発券枚数をふやすということにならないと思いますので、そういったところの事業の精査をやはりしっかりやっていく必要があるんだろうというふうに考えています。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 今の一般の購入者の方は商工会、あるいはスタンプ協議会こうした形ではありますが、補助金そのものは行政から出ているわけですので、そうした不公平感を取り除くため、あるいはこれからの活性化のためにも、ぜひ考慮していただきたいと考えております。

あわせて丸太券についても、これは聞きますが、これを丸太券の事業は、木の駅プロジェクト事業ということで、住民みずから森林を切り整備し、林地残材を地域の発展と地域地球環境のため有効活用することを目的に実施する事業であると定義されておりますが、この実行委員会で運営しております。やはりこれも森林整備あるいはそういう林業振興つながりますが、あえて商工振興に絡ませて質問させていただきます。

24年度より始め、年々実績を伸ばしてきております。しかし29年度は、28年に比べ約12%減の704立米となっております。この事業について、段階的に発展していくのが望ましいと考えております。町長はどのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 丸太券についてでございます。今御案内ございましたように、丸太券につきましては、吉賀町の木の駅プロジェクトで、林地残材等の木材出荷者に支払う地域通貨券の

名称で行うということでございまして、町内の店舗約50店舗近い協力店のほうでお世話になっているというものでございます。

29年度の発券枚数2,702枚というふうに承知しておりますから、金額に直しますと270万2,000円の実績があるというふうに、今担当課のほうでは承知をしているところでございます。

少し、先ほど紹介させていただきましたが、プレミアム商品券とはちょっと趣を変えて、1回使っても次のもう1回商品で使うことができるという、回転をさすということができるところから、最終的な経済効果、先ほど売った関係で270万2,000円というふうに申し上げましたが、29年度の全体的な総体としての経済効果は349万6,000円ということですから、ざっくりな話をすると、今の差し引きの分だけが、いわゆる回転をさせた分による増収だろうと思います。そういった、しっかり工夫をしていけば、まだまだ伸びしろがあるだろうというふうに思っています。

それで丸太券の話でいいますと、やはりああして森林環境税がこれから数年後に本格導入される。特に来年度からは、森林環境譲与税が導入されるということで、まさに今、担当課のほうでは、その制度設計もしています。最終的には森林環境譲与税が吉賀町だけでも4,300万円、31年度は今の計算では1,300万円ぐらい入ると、こういった計算ですので、やはり山の財を生かす、担い手とか後継者の育成も含めてなんですけど、今回今やっていますような木の駅プロジェクト、こういったものもそういった中で使えるかもわかりません。しっかり制度設計をして、今行われている木の駅プロジェクト、まだまだ活性化をさせていただいて、丸太券が町内でしっかり循環するようなことを考えいく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この木の駅プロジェクトの出荷者について、今現在大口出荷の方は事業体でございますが、個々の個人の出荷者の方がなかなか伸びなやんでいるという話を聞いております。私は聞いたところ、その出荷者の方からちょっと聞いたんですが、その原因の一つは、やはり出荷額は木の駅プロジェクトから公表されるわけでございます。収入と上乘せになるわけで、課税対象となるわけでございますが、やはり収入は金券でございますので、収入は収入で申告しなきゃいけないということになっておるわけでございますが、本来ですと金券であっても吉賀町内で限定された金券でございます。また、その町内でも限定された商店しか使われておりません。ということを考えますと、なかなか金券の購入、使い勝手が悪いわけで、本来なら現金でという話になるわけでございますが、やはり循環するということを考えての金券でございますので、それをあえて申告をしなければならないというふうな指導はすべきだと思うわけですが、

このうち、控除額等必要経費、この丸太券の申告について簡素化はすることはできないものだろうか、もっとそういうふうな帳簿上の簡素化ができれば、出荷者もまだふえてくる可能性もあるんじゃないかと考えておりますが、町長はちょっとこれは本当質問の要旨にはないわけですが、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然所得でございますので、山林所得とかそれから事業所得に該当するということで申告の義務が発生するんだろーと思います。やはり申告というのはこれに限らず、どなたでもそうだと思うんですが、事務的に煩雑であったり、なかなかわかりにくい制度的に、難しい部分があるということで、大変だということは承知をしております。

これは、ただしっかり情報提供なりアナウンスなり説明をすれば、当然御理解いただける部分でございますので、ああして木の駅プロジェクトにつきましては、実行委員会形式でやっているわけでございますから、実行委員会を通じて役場の直接の事業の担当者、あるいは税の担当者のほうが出向いて、必要な書類はこういったものがある、それからこういった内容で申告をしていただく、そこをしっかりと説明していただければ御理解もいただけるし、適切な申告事務ができると思いますので、そういったことをまた現場の産業課と実行委員会の責任の方としっかりと話をさせていただいて、適切な対応できるように対処してまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 2番目の通告者、4番、桑原議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分休憩をします。

午前10時42分休憩

.....

午前10時52分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 8番、大庭でございます。

私きょう、2つの質問を通告しております。

最初に、集団検診について町のあり方というのを聞きたいと思っております。

集団検診というのは、やはり自分の健康状態を見て、そして今後参考に生かしていくという、自己管理の最たるものと思っておりますので、ぜひ重要なことだと思っております。

毎年6月から7月に行われている国民健康保険の町の健康診断でございますが、みずからの健

康を維持管理するためにも重要であり、町が実施している集団検診の受診率と75歳以上の方の検診内容と受診傾向をまず伺い、また検診による罹病発見傾向と集団検診についての町の基本的な考え方を伺いたいと思います。

まず、予防医学という観点から、やはり検診というのはとても重要なことであり、予防医学は健康保険の費用にもすごく影響してくるので、ぜひ慎重に御答弁をお願いしたいと思います。よろしく。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1点目の集団検診につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

少し数的な回答になって恐縮なんですけど、よろしく願いいたします。

集団検診につきましては、先ほど御紹介のございました、毎年6月末から7月中旬に町内の5会場で合計7日間実施しておりまして、内容につきましては特定健診、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がんの検診で、同時に複数の検診を受けていただけるように設定をしているわけでございます。

また、集団検診とは別の日に結核、肺がん検診、乳がん検診、そして子宮がん検診を個別に実施をしております。このうち特定健診でございますが、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を減少させることを目的とした検診でございます。40歳から74歳の全ての被保険者、被扶養者を対象に実施する健診でございます。その実施につきましては、吉賀町国民健康保険が担っているところでございます。一方がん検診につきましては、対象年齢となる全ての町民の方を対象に実施をしております。

平成30年度8月末の集団検診の受診者数でございます。特定健診につきましては340人、これは前年と比較いたしますとマイナス12人、後期高齢者の健診は41人、前年度との比較ではプラス8人、胃がん検診につきましては366人、前年度との比較でマイナス9人、大腸がん検診につきましては816人ございまして、前年よりも95人多うございます。前立腺がん検診につきましては269人でございます。前年度と比較でプラス12人、それから歯周病の唾液検査、これにつきましては147人で前年比でマイナス7人、こういった状況でございました。

吉賀町ではこのほかに医療機関の委託検診と人間ドックを実施をいたしまして、受診者数の増加を図っているという状況でございます。

続きまして受診率でございます。特定健診の平成29年度の受診率の暫定値でございます。これは本年の8月27日作成分でございます。暫定率は特定健康診断、特定健診ですね、これの対象者数が1,172人に対しまして、受診者数が555人、率にいたしますと47.4%でございます。島根県内の市町村全体の受診率が43.8%でございます。吉賀町は県内で第6位という

状況でございました。

がん検診の受診率でございます。平成29年度実績では胃がん検診が8.35%、大腸がん検診につきましては19.19%、肺がん検診は27.56%、乳がん検診につきましては26.81%、そして子宮がん検診については17.28%と、こういった状況でございました。

国が掲げております、がん検診の目標数値でございます。特定健診の受診率が60%、それから、後段申し上げましたがん検診の受診率が40%でございます。というようなことでございますので、国が掲げている目標、数値と比べますと若干悪いということでございます。一層の受診者の増加対策が必要だということだろうと思います。

それから、後段75歳以上の方の状況でございます、健康診査でございますが、これは生活習慣病の早期発見を目的に実施しております。そのために高血圧症、糖尿病、脂質異常症、心疾患等の生活習慣病による内服治療を受けている方はかかりつけ医での定期的な管理がなされているということから、町健康診査の対象外としております。

実施方法につきましては、74歳未満の方と同様に、集団健診、医療機関の委託健診、人間ドック、この3種類がございます。検査内容につきましては、これも特定健診と同様でございます。診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、眼底検査、こういった検査でございます。

平成28年度の受診状況でございます。受診対象者につきましては1,291人、このうち受診をされた方の数が49人、受診率で申し上げますと3.80%という状況でございます。県内で申し上げますと、この率が第18位ということでございます。数字で率を表しますと非常に受診率が低いということになるわけでございますが、対象者の絞り込みがきちんと精査をされているということでこちらのほうは理解をしているところでございます。なぜかといいますと、ほかの自治体では前段で申し上げました町内の方含めて、かかりつけ医と定期的な管理がされている方も含めて対象者としておりますので、そういったことで数の捉え方がほかの自治体と若干違うということは御理解を賜りたいと思います。

それから、もう1つは罹病の発見傾向とそれから検診についての、いわゆる町としての考え方でございます。

特定健診によりますと年齢調整有病率を見ますと、糖尿病につきましては、年齢調整有病率は、島根県あるいは益田圏域と比較すると低率ではございますが、島根県糖尿病予防システムの基準に該当する要注意者は、毎年70人強で推移をしており、将来の糖尿病罹患者の増加が危惧されるため、糖尿病予防対策あるいは重症化予防対策の検討が必要となっております。

生活習慣病につきましては、自覚症状がないまま進行し、そのままの状態を放置すると脳血管疾患あるいは心疾患、がんの進行などの大きな病気につながり、ひいては要介護状態になったり、寝たきりになったりと将来の生活の質に大きな影響を与えるわけでございます。

また、医療費の高騰にもつながるということでございます。そのために、年に1回は健診を受けていただきまして、定期的に御自分の体のことをチェックしていただくように意識啓発に力を入れるということ。それから、受診しやすい検診体制等の整備を、島根県あるいは医療機関を初め関係機関との緊密な連携によりまして、実現をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 受診率なんですけど、国の目標40%を健康保険のほうではクリアしているのかと思うし、後期高齢者の方が大幅に達成していないということで、よく後期高齢者の方が健康診断の案内が来ないんじゃないでしょうか、なかなか対象外になって、私らははよ死ねちゃうことかいなとか、ああいうこともよくよく耳にします。

だから自分の自己管理をする上でも、やはり医者に普段定期的にかかっているからというんではなくて、健康診断を受けるということで、自分の意識高揚のためにも、やはり健康診断を対象外にするというのではなく、ぜひ町で実施するみんなで健康を守ろうという、そういう意識を促すためにも、75歳以上の方も対象外にするのではなくて、やはりぜひ一緒にやるということで、意識高揚にもなるかと思います。

また、75歳以上の健康診断は、要するにお薬をもらいに医者に行っても、毎回来ているんだからあまりみなくてもいい、お薬だけもらおうという、そういう現状が多分発生していると思います。だからあまり、毎回、毎回きちんとやられている医者もあるかと思いますが、できていないこともあると思います。そういう意味でもやはりきちんと健康診断というのは、やったらいいと思いますし、また老人医療の質的低下が結構あるんじゃないかなと私個人は思っております。

受診率は8.何%というのは大変なことであり、1,291人の対象者がおられるということで、やはりそのせめて60%ぐらいは健康診断を受診という、そういう受診率を上げる努力というのもしなくちゃいかんし、その辺について再度ちょっと町長の考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 総体的にがん検診も含めてでございますが、当然受診率を上げていくという努力は必要だろうと思います。吉賀町でも健康づくりの関係で、いきいき21健康づくり計画というのをつくって、それぞれの関係機関の団体の方と部会をつくりながら、しっかり対策を講じているわけでございますので、あらゆる方策を検討させていただいて、あらゆる方面から受診率がアップできるように行っていきたいというふうに思っております。

とりわけ75歳以上、後期高齢者の方の受診率のお話でございました。先ほど申し上げましたように、かかりつけ医で定期的な管理がなされている方につきましては、こちらのほうから勧奨する場合には対象外にしているということでございます。医療機関に行けば、それは医療機関で

の経費だけでなくして、道中にかかる経費もかかります。それから、二重という無駄なことはな
いかと思いますが、それにしましてもお薬代、医療費等で出費がかさむということもございま
すので、やはりそのかかりつけ医のところでしっかりした管理がしていただけるのであれば、それ
以上にするのはどうかということもございます。そこはしっかりまた、保健福祉課のほうで精査
もさせていただいて、対象者の絞り込みのところを検討させていただきたいと思います。

それから、医療の質的な低下という話がございました。これは、私はコメントはいたしません
けど、仮にそういったことがもしあるのであれば、これは国の政策の問題になるわけございま
すので、また県あるいは国等に対しては、そういったもし案件があるのであれば、それなりの対
応をさせていただきたいということございます。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 冒頭に申しましたように、集団検診というのは、予防医学という
観点から、予防医学ちゅうたらものすごく大事なことであって、病気にならんかったら、国民健
康保険も赤字になるようなことはないので、やはり予防医学という意識はすごく重要だと思いま
す。そういう点でもやはりかかりつけ医にお任せするのではなくて、やはり行政としても皆さん
の健康を管理するという、そういう観点にぜひ立っていただきたいんですけど、しつこいよう
ですけど、再度。抽象的じゃなくて、具体的な回答というのをぜひお願いしたいんですけど、

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体的なお話ということになりますと、これは施策をどう打っていくか
とこういう話になると思いますので、これは現場の担当のほうとしっかり整理をしませんと、私
があれをしたい、これをしたいということにはならないと思いますので、今の現状等、受診率の
お話もございましたけど、そこをしっかりと整理をさせていただいて、得策があるのであれば、そ
こはしっかり予算も確保しながら対応させていただきたいと思います。

議員おっしゃられるように、予防医学の面からも本当に大変重要なことだというふうに思っ
ています。それともう一つは、ほかの議員さんが今回通告もしておられますが、インセンティブ改
革というの国がしておられまして、これなぜかと言いますと大きく言えば、行政の無駄をはぶい
て、そこをやっぱり経費を削減していこうとこういうことなんです。

その中でひとつ国が言っておられるのは社会保障の問題でして、健康保険とか介護もそうなん
ですが、そこへやっぱり優位性インセンティブをつけて、それをすれば結果的に経費が下がった
り、医療費が下がってくると、こういった仕組みなんですけど、介護なんか吉賀町やっています
けど、例えば登録をしていただいて、介護予防に取り組んでいただくと幾らかポイントを上げて
いって、バスに乗って旅行に行くとか、そういったことをやっぱり得点をつけて、介護予防をし
っかりしていただいて、結果的に医療費なり介護にかかる給付費が下がって、全体的に皆さんに

元気になっていただく。そして経費もかからない、そうしたことによって、吉賀町全体の財源を逼迫するようなことを軽減をしていくと。こういった制度なんですけど、そういったことも考えながら、総体的にやっぱり医療対策というのは、やっていく必要があろうかと思しますので、なかなか個別の具体的な施策のお話、今回答できないわけですので、そこはまたしっかり検討させていただいて、予算等で反映できることがあれば、御紹介なりをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） この場で具体的な数字とか御返答というのはなかなか厳しいというのは承知しております。

ちょっとお伺いしたいですけど、後期高齢者医療というのは広域連合高齢者の、広域連合に多分高齢者ちゅうのは、加盟しているんじゃないかと思うんですけど、その指示とかそういうものはあるのでしょうか。そこら辺をちょっと。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 後期高齢につきましては、今御案内ありましたように島根県が一つになって後期高齢者医療の広域連合を作っております。吉賀町からも職員 1 名派遣をさせていただいておりますけど、島根県全体で、今対応している部分でございます。指示とかいうお話がございました。担当の課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 保健福祉課の永田でございます。

後期高齢者医療につきましては、先ほど町長申しましたとおり広域連合という形で構成し、今保険のほうは運営をされておるということでございます。

当然、医療費の部分についてですけれども、現在やはり上昇傾向にあるというなところと、それをやっぱり抑制をするといったところでは、先ほど議員が申されたとおり、予防的な視点を持った取り組みが重要であるというようなことでございますので、広域連合等々で開催されます会議等々において、そういった具体的な医療費抑制につながる検診受診率の向上、あるいはそういった対策等々について、広域連合と市町村あるいは島根県のほうと連携を取って、効果を上げていこうというような指導なり助言なりはいただいております、それに基づき、今現在実施をしておりますのでございます。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） わかりました。予防医学ということで、受診率を上げ早期に病気を発見するということで大変重要だと思いますし、また病気にならないために、やはりそれなりの自己管理といいますか、自分の体を鍛えるといいますか、そういった面でもやはりすごく皆さん

にお願いといいますかやるべきと、保健課のほうでもやはり推奨していくべきと思いますし、そこら辺でもぜひ、そういった運動、助成あるいは施設などをつくるとか、そういった方向でも、ぜひ、どういうんですかいね、トレーニングジムとかそういったもん、なかなかお年寄りにとトレーニングとか厳しいかもしれませんが、軽度なそういった運動ができるような施設とか、そういったもんもぜひ検討してみてはと、私思っておるんですけど、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 健康づくりはこれは等しく同じ思いだと思っております。先ほどこっちと御紹介をさせていただきましたが、吉賀町にはいきいき21吉賀町健康づくり計画という、10年スパンの計画がございまして、その中で3つの部会でいろんなことを模索させていただいて。例えばラジオ体操を町内各所、特に夏休みの時期はそれぞれの集会所とあるいは学校等で行っていらっしゃると思います、それもそういった取り組みでやられるわけでございます。今御提案のあったジムとかトレーニングセンターとかそういったこと、これはハードな事業になるわけでございます。当然予算もかかってきますので、それこそ今の段階でできる、できないという答弁はできないわけでございますけど、そうした協議会等でいろんなお話しがあって、健康づくりあるいは医療費抑制のために、介護給付費抑制のために、そういったことがぜひ必要というのであれば、それは前向きな検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 医療費抑制のために、あるいは健康のためにもぜひ前向きな回答ということで私なりに評価をさせていただきたいと思います。

お年寄りと申しまして、やはり今までの日本をつくり、今日の吉賀町を築き上げた方なので、やはりそれなりの敬意も表して、いつまでも長生きで健康で暮らせるようなそういう環境がぜひ重要で、皆も考えて行かねばと思っております。これで第1問目の質問を終わりにして、続きまして、2問目の質問に入ります。

無線Wi-Fi環境についてということでございますが、現在インターネットが急速に普及してきて、ネット環境は必要不可欠となり、中でもWi-Fi環境の充実を求められております。

今現在、町内でWi-Fi環境がある箇所が、私なりに調べたら2カ所ほど、個人ではあるだろうと思いますがあるみたいであります。町の知り得るとこの何カ所かあったらまた教えていただきたいのと、あと無線LANによる高速通信というのは、多くの人が最近求めておられ、他の市町村等に行きますと、お店あるいは駅、スポーツ施設そういったところでほとんどがそういった環境にあり、多くの方がまた外国人がおられる方も、日本にはWi-Fiが余りないので不便だという意見もよく耳にされるということがニュースで聞いたりしておりますが、やはり町内もそう

いった多くの外国の方もこられたり、あるいは働いたりしておりますので、そういったW i — F i の無料スポット、W i — F i といいましても電波は8メートルから10メートルぐらいしか飛ばないということなので、なかなか全体ちゅうことは無理ですから、あるエリア例えば屋外でしたらスポーツあるいは商業施設あるいは避難所とか、そういったところに設け、屋内ですと図書館、病院そういった避難所の中とも、そういったところにもぜひそういったものを、避難所なんかは集会所とか公民館とか学校とか決められておりますので、そういったところにもそういうW i — F i スポットを常設できるような環境というのを思っておりますが、その辺についてぜひ町長の考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは2点目の、無線LAN、W i — F i 環境についてお答えをさせていただきますと思います。

無線LANによる無料のフリーW i — F i が利用できる公共施設、今吉賀町にあります2つの道の駅、柿木、六日市にあります2つの両道の駅に整備をしております。「しまねはじまり島根W i — F i」のみとなっております。都市部におきましては、いろいろな施設で、例えばホテルやコーヒーショップなどにおいて、利用者にW i — F i サービスを提供しております。町内におきましては、唯一コンビニエンスストアにおいてフリーW i — F i が利用できるということを認識をしているところでございます。

吉賀町の場合は、そのほとんどが山林でございまして、また農作業などの屋外作業に従事される方が多い。これまでは携帯電話のエリアの拡大に主眼を置いてまいりました。最近は4Gなどの通信速度が速い電波が拡大しつつあり、場合によってはW i — F i と同等の速度も可能になってきております。

一方国におきましては、公衆無線LAN環境整備支援事業を活用して、防災拠点施設や災害対策の強化が望まれる公的拠点への整備を推進しているところでもございます。吉賀町においても、防災上必要であればこの制度を活用して整備していくことも考えるということだろうと思います。

既にそうは言いましても、ケーブルテレビ施設によりまして各御家庭で高速通信ができる環境も整備されておりますので、現段階、今の段階で新たな整備を行うという予定はございませんということを申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 現時点では予定していないということですが、どういふんですか、災害時にそういった環境があれば、特に外国の方なんかは知らん土地で、北海道でも地震がありましたけど、そういった土地でなにをしたらどうしたらいいんかわからないと、そういった面でそういったインターネットを通じて情報を得るということはすごく重要なことだと思うし、

当町にも多くの外国の方がおられ、やはりどこにどういうふうにしたらいいのかわからないとそういういったこともあり、防災上もぜひ言葉も通じないし必要だと私は考えますし、そういうことでどういふんですか、ぜひ現時点では否定されましたけど、やはり必要なことだと思いますので、ちょっと再度その辺は御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 総体的な整備計画といいますか、今のところは持ち得ていないということとでございまして、先ほど答弁の中で申し上げました国が今進めております公衆無線LANの環境整備支援事業でございまして、まさに防災の拠点施設のほうへ整備をしたらということで、今の国のほうが制度設計しておられまして、これはいわゆるそれぞれの自治体の財政力によって、支援をする率が変わってくると。基本形は補助率が2分の1なんですけど、財政力の指数の低いところ、財政力指数が0.4以下で加えて条件不利の地域について、市町村については3分の2という、若干有利なというお話だろうと思います。

ああして本当に今は台風であつたり地震であつたり風水害、本当に多様な大規模災害が起こっている。先ほど3番議員の一般質問の中でありましたが、吉賀町内でも大規模災害に至らなくても災害がもう何回もあつて、避難場所の設定させていただく。自主避難場所も含めてですけど、そういう状況を繰り返しているわけでございまして、もう少し今申し上げましたように、国の制度、支援事業を勉強させていただいて、対象拠点が吉賀町もたくさんあるわけでございますので、そういうところで有効に活用できるのであれば、財政的な部分も勘案しながら、制度の導入につきましては、これは当然、折々前向きに検討させていただきたいと思います。

全てをやらない、否定をしているということではないということは御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 全てを否定しないということでもありますので、少し安心はいたしましたけど、ぜひ高速通信Wi-Fiというのは、やはり今は情報インフラとも言われており、大変国民にとって重要なことだと思うので、あまり聞きなれない言葉で縁遠いなというふうな私も観点ありますけど、やはりみんなが認識すべきことだと思います。

以上で、ちょっと早いんですけど、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で3番目の通告者、8番、大庭議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、4番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問を許します。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、通告は1点でございまして、中身が少し分けてありますので、御答弁よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 河村議員、時間が12時までちょっと不足したら、途中でおいいただくようになるかと思いますが、了解ください。

○議員（9番 河村由美子君） はい、わかりましたよ。

○議長（安永 友行君） お願いします。

○議員（9番 河村由美子君） トップランナー方式による影響はということで、1点目にインセンティブ改革によって、当町の特に職場の関係なんですが、目に見える成果について、どういったことを今後取り組んでいくんでしょうかということがまず1点と。

2点目は、交付税が暫時減少していくわけなんですけれども、町内業者を初めとして非常に零細企業は近年著しく疲弊している現実があります。この活路について、何を一体優先して、そのことによって、国からであったり県からであったりとか、そういう予算措置というものはどういふふうに考えておられて可能なのでしょうかということ。

それと3点目には、各施設の指定管理料が従来の、今回は新しく柿木の大野の施設も入りましたから多いんですが、来年度は。倍ぐらいに増大しているわけなんです、肥大しているという現実があります。施設によっては議会のほうでもいろいろ質問も出ておりますし、町長のお考えとは多少差異があるような気もいたしますけれども、今後についてそういうことを廃止であるべきなのかどうであるべきなのかということ、この際はっきりとお答えをいただきたいなというふうに思います。

4点目は、現状維持の自治体経営、運営を継承していたのでは、今ばらまきって言われております、総務省の審議会なんかでも自治体で、いろんな自治体が預貯金を基金をふやしたということは、目的を持ってやることではあったわけなんですけれども、とは言っても国のほうでは、自治体で逐一ためたものを、今子育て支援だなんだということで、大儀名分をつけてばらまいておると。そういうことで地方交付税も少し減らしたらどうだろうかという意見が出ておまして、全国の知事会のほうで、もう絶対に反対ですよということで、ちょっと検討されておるようですが、いずれにしてもそういった政策は、いつまで今の町の段階で、今後も続けていかれるものか、はなはだ疑問に思うところでございますので、その辺の御答弁をお願いします。

それと、やはり町は暫時、限定的と言やあいいですか、地方交付税であったりとかそういうものが減少していくわけなんですけれども、これは一本算定の関係もありますけれども、やはり町内に吉賀町が生きるすべというのは水があると思いますけれども、山があります。土地、田がありますって、そういったものを生かして、やはり有機栽培であったりとか、生産者の所得向上、それについて品目はお茶とかラッキョウあるいは米、サフランというな項目を上げておりますけれども、いわゆるやはり主幹産業である農業者が所得向上に向けては、今4品目ぐらい上げているわけなんですけれども、それ以上のものを、考えがとおりなんだろうかとどうだろうかとということにつ

いてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それではトップランナー方式による影響はということで、個々具体的に5点質問いただいておりますのでお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、インセンティブ改革についての御質問でございます。

インセンティブ改革は、国民一人一人、企業、自治体等の意識や行動の変化を促す仕組みを構築し、全ての国民が参加する形で公共サービスへの過度の依存を緩和し、みずから無駄の排除を徹底するということで、効率的かつ質の向上した公共サービスを実現するというふうになっております。

地方自治体では、地方交付税のトップランナー方式が、平成28年度から導入されたというところでございます。地方交付税のトップランナー方式は、歳出の効率化を推進するという観点から民間委託等の業務改革を実施する団体の経費水準を、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させるというものでございます。要するに、既に民間委託等によりまして、業務改革の結果として提言された経費をもとに算出するというものですから、業務改革の取り組みをすれば交付税が増額というわけではございません。むしろ単位費用が減額されますので、結果的に交付税額も減少していくというのが通例ではないかというふうに思っております。

吉賀町における、今申し上げましたトップランナー方式の参入によります影響額、これはマイナス要因になりますけど、今年度平成30年度におきましては、試算では475万7,000円の減額、それから最終年の平成32年度で申し上げますと1,710万9,000円減額するという予定でございます。

こうした中で、国が示しました御指摘のあったインセンティブ改革でございますが、公共サービスの無駄をなくして経費を削減をすると、こういった目論見のものでございます。その中で、国においてはインセンティブ改革の例として幾らかやっぱり参考になるような実例も示していらっしゃる。例えば社会保障であったり、それから社会資本であったり、それから地方の行財政について触れておるわけでございますが、当町の場合、これに沿ったものを今実際にやっておるという実例は現時点におきましてはないということでございます。

ただ、先ほどもちょっと8番議員の一般質問の中で答弁させていただきましたが、例えば吉賀町がやっております介護予防事業、これはそのインセンティブ改革に近いような事業ではないかというふうに私は思っております。しっかり介護予防に参加をしていただいて、全体の結果的に給付費を抑制をして財源を圧縮していく、そういった意味の事業でございますので、インセンティブ改革、国が示している社会保障、ずばりかどうかわかりませんが、意味合いとすれば、やはり同じ質のものではないかというふうに思っております。

それから、2点目の今度は予算措置交付税を絡めた予算措置についての話でございます。

合併算定替制度につきましては、平成32年度と先ほども一本算定のお話がありました。一層の地方交付税減少が見込まれます。まちづくり計画に沿って全ての事業を実施することは困難でございますが、これまで所信表明あるいは3月の施政方針で申し上げておりますように、子育てしやすいまちづくり、それから健康長寿のまちづくりであったり、豊かさを求めるまちづくりを目指すということと、もう一つは平成27年度に策定いたしました総合戦略、これに沿って、その実現に向けて、さまざまな事業を展開をして、それに基づく予算をしっかりと確保させていただきたいというふうに思っているところでございます。

積極的な予算であるとか優先順位とか、いろいろこれまでも9番議員のほうからは御質問いただいておりますが、3月にも申し上げたと思いますが、優先順位という、これは当然優先順位はやっぱり一律だと思しますので、むしろ特化してやる事業はということで数点御紹介もさせていただきます。それに尽きるわけでございます。

それから3点目は、今度は指定管理についての御質問でございます。

指定管理料につきましては、御指摘のとおり増加をしているのが現状でございます。一層の経費縮減を図るためにも、町民の皆様、議会、そして関係団体の御意見をお伺いしながら、吉賀町の公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設総量、面積の問題でございますが、その縮減、あるいは公共施設の管理更新に対する計画的な対応を進めてまいりたいと思います。

きょうの冒頭、3番議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、今回の更新において、観光施設におきましては、31年度から2つの温泉施設を3年間、その他の施設については標準形の5年間の期間として公募を行い、指定管理制度で運営するように、今議案の上程をさせていただいているところでございます。特に温泉施設につきましては、再三申し上げますが、やはり設備の関係等大変な状況でございますので、向こう3年間の指定管理の特に前半の部分で、先を見据えた方針をしっかりと打ち立てていく必要があらうかというふうに思っております。

4点目は、ばらまき支援という言葉もございましたが、これからの自治体運営のお話でございます。この運営につきましては、毎年作成しております中期財政計画におきまして、将来を見据えた町財政の運営をしっかりと把握するとともに、第3次の財政健全化指針も打ち立てておりますので、これに基づきまして、各種の経費の縮減や補助金の適正化、あるいは徴収率の向上、受益者負担の検討を通じた、健全な財政運営を目指してまいりたいと思います。

個々の施設におきましても、町民の方の利用がないものにつきましては、これはやはり廃止をする必要があらうかと思っております。それから少なくとも、やはり町民の皆さんの福祉の向上とか健康増進に必要であれば、そこはやはり中長期的な視点に立って継続をするのか、改善をしていくのか、そういったところをしっかりと将来のところを見定めていく必要があらうかというふうに思

っております。

最後5点目は、有機農産物等のいわゆる農業についてでございます。

とりわけ有機農業についての答弁になろうかと思いますが、生産者の所得向上につきましては、農業機械の共同利用、あるいは農薬、化学肥料に依存しない農法を導入し、生産コストの低減に努めたり、畑作振興も視野に入れた生産基盤の整備、鳥獣被害対策の推進など、総合的に取り組む必要があると考えております。

有機農産物や米のブランド化など、町全体のブランド化することによりまして、吉賀町をしっかり名前も含めて売り込んでいく、そして生産者の所得向上につなげる一つの手法ではないかというふうに思います。

先日も、これまでのところでブランド化の話もさせていただきました。今担当課のほうでしっかり頑張っていておりますので、また次の段階では一步踏み込んだところのお話しもさせていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） インセンティブ改革に対する取り組みということで基準財政規模のことで、この改革によって左右されるものではないということではありますが、些少の差異はあるということの中で、特化して言えば、実例は特にはインセンティブ改革としてはないけれども、先ほどのように予防医療ということについては、非常に力を入れて成果が見えつつあるというようなことでございました。

次に、予算措置に対して、なぜ私が思うかというのは、全国今異常気象によって非常に災害が起きている状況にあります。それはやはりエルニーニョ現象とかあるいはラニーニャというんだそうですが、海面の温度が1度上がれば20度ぐらい温度が上がったりして異常気象が起きてくる。そんなことで、世界規模で今異常気象が発生し、その中で非常に災害が多くなっているということで、そういうことに対抗するといやおかしいんですけども、事実台風に関しましても、吉賀町は8年ぐらい大きい災害があるような台風は来ておりませんけども、万が一そういうことが起きたら、先ほどの勝繁ヶ池ですか、あれも一緒のことなんですけども、やはり住民の狭隘なところに住宅を建てているわけですから、どうしても山の石、土がずり落ちてくるという地震が起きましたら、大雨になったりということになったときに、いざそれでは建設屋さんに来ていただきたいといっても、ことしなんかは特に、隣のまちと比べて予算も半減しているような状況でして、業者さんも非常に仕事が少ない状況なんです。そうすると、従業員の雇用の維持も難しい、機械維持も保有も難しいという現実が起きてくると思うんですけども、そういったときにことしは特に異常気象ということで、暑さもものすごい暑い、冬は大雪になるだろうということですので、そういったところにも関連して、非常に現状は厳しい状況あるということをして、町

長も一生懸命努力はされていると思いますけども、今国家予算も、そうはいいましても全国で、今北海道にしても中四国にしても災害が起きておりますので、国のほうも予算措置が非常に厳しいという状況下の中で、吉賀町だけこうしてということには、なかなかならないとは思いますが、やはり住民の生命、財産を守る観点においても、そういうことを計画をしっかり立てて予算措置をして業者の経営を守っていくということが、ひいては町民の生命、財産を守ることにつながりますので、その辺と。

もう一つは私が思いますのに上下水道、下水道のほうは年が経っておりませんが、上水道のほうは経年劣化をかなり何十年もたっていて、水道会計も変わってきたとはいいいまして、その改修工事の計画等も立ててはおられると思うんですけども、その辺の計画を総合計画の中でどういうふうに組み立てていくんだろうかなという懸念はしておるところなんです。

というのは、次の質問の中に入ってくるわけですけども、町民によったら温泉施設も非常に毎日毎日利用している人もおります。じゃあ6,300人の方が何%利用しているかというたら、はなはだ人数は出しておられないと思いますけども、非常に少ない現実だろうと思います。

そういったところに、湯水のごとくたれ流すといったら言い方が悪いかもしれませんが、非常に厳しい財政の中で、今後も町長の考えでは、非常に大事な大事な、大きな大きな観光資源であるから、継続してもう3年間やってみて、その検証の結果で考えるというようなことを言われておりますけども。

特に監査委員の意見の中でも、先ほどもありましたが、町の総合公共施設の総合計画というのがありますよね、その中で162施設ある中で、今後40年間で整備統合したり、そういうことをやっていくということですが、当面は4年間ぐらいでやるという答弁もあったと思いますが、そうしたことをやはり基本に即した好意的な管理運営というものがどうなんだろうかなという思いがするわけなんですけども、管理者の管理実態とかいうものを、この指定管理あるいはその辺をきちんとやはり把握して、全てを網羅して検証の上に立って、そういう考えを町長はされているのかなと思います。

あれは平成12年ごろに、国の政策でゆ・ら・らの建築は、もう箱物行政を経済浮揚でやれやれというような状況の中で3代前の町長がやられたと思うんですけども、あの当時は吉賀町に限らず、当時は六日市でしたけど、箱物行政というの、ものすごくやって。それから後でも水源会館もそうです、仙人の掌もそうです、林業センターもそうです。とにかく箱物行政やってきたという中で、非常に無駄とは言いませんけども、なかなか毎日自分の家のみたいに管理はしませんので、どうしても老朽化と経年劣化による傷みや損傷が激しいということの中で、あまり使われていない、利便性も悪いというようなことも起きてくるんだろうと思います。

そうした中で、いつまでもそういうものにやるのがいかがしたもんかなという思いがします中

で、県下の状況で言いますと、もちろん新聞に出ておりましたから、松江のイングリッシュガーデン、これ開設が2001年で17年ぐらい前にやって、総工費60億円かけてやったんですけども、年間の指定管理料が9,000万円というようなことがかかっておったわけなんですけども、今回売却すると、公募型プロポーザル方式、最低の売却価格を1億8,000万円というところでやられるんだそうですが、これもろもろいろんな条件もついておるようではありますが、いまのところ既に5社ぐらいの申し込みがある、予定者があるということでございました。

もう一つは江津の風の国です。これも23年前に開設されて、総工費32億円、ちょうどここが16億円ぐらいだったと思うんですがゆ・ら・らが、倍ぐらいの、年間1,300万円の指定管理料がかかっておったわけなんですけども、それで17年度につきましては2,200万円の当期の純損失があったわけなんですけども、そして年々の累積の赤字が1億800万円にもなっているような現状がありまして、指定管理料が赤字になるということで、その当時1億8,000万円を投資して損失を埋めてきたんですけども、今後も見通しが非常に暗いという中で、18年度債務超過になるということの中で、資金注入はしないという方向を出しまして、財政負担はできないという判断で、民間に譲渡を決めたというようなことが出ております。

いろんなこと、これ中国管内を抱合するようでございますけれども、そういったところで非常に、高度成長期にバブル経済、国の対策によって、踊らされて——踊らされてちゃおかしいんですが——そのことが町民の福祉向上に健康増進にも町の財政収入にもなるだろうというようなことでやったことが、何十年もたったらこういうことになってきたという現実があります。

隣の益田市でもこのたび温泉施設じゃありませんけども、児童館でさえも非常に少子高齢化で運営するのが困難だということで、4施設をあっさりと19年度廃止するというようなことで、議会のほうでもいろいろ問題が出ておるようではございますけども、そういったところがある中で、吉賀町に財政的なことを言っているわけなんですけども、六日市病院に緊急支援ということで、本年度と3年間5,000万円ずつ1億5,000万円ありますよね。そして社会福祉協議会にも当然支援策があります。設備運営費とか、今回も食器を温める、食事を温めるというものもありましたけども、そういったことがあります。

指定管理者全体でいいまでも、昨年度よりは今年度よりは来年度といいますか、年々指定管理料が増大して、今回施設によって新しいのがあって六千何百万円というのがある、それを入れますと昨年、従来の倍以上、倍ぐらいになっているという状況があります。

そして、これは公ではないかと私が言うべきかどうかはわかりませんが、いずれはつきりすることであろうと思いますから。今ただいま六日市学園を運営しておりますが、これも生徒が非常に少ないということで、運営資金不足ということの、今後陳情がもう出ておるんかもしれませんが、出てくるようでございますが、毎年度不足金が五、六千万円ということで、これは理事

長1人が私費を投じて補填しておるといような格好なんです、今年度の見通しとしては、資金不足が8,200万円ぐらいになると、以上に上るだろうという試算でございまして、近々に町のほうにも支援要請がくるんじゃないかというふうに思っております。

そういった町内の情勢の中で、いろんな重たい荷物を抱えていくということは、非常に経営者としては非常に厳しい選択を迫られておりますし、せざるを得ない状況にあるということです。そのことは、やはり町長自分のお金出すわけじゃありませんから、親方日の丸のような感じじゃなしに、やはりそこを一人の吉賀町の経営者、代表社員であるということを認識を持って、腹を決めるべきことはきちんとしてもらいたいと私は思っております。

それと、やはり改革によって、吉賀町の所得向上にはなんかラッキョウというような話が生産のことなんですけども、それはいかりスーパーというんですか、そういうところが何トンでも引き受けてあげるよということなんですけども、非常にいいことだろうと思います。問題は、それを生産するのが誰なのか、どこでやるのかという問題だろうと思います。

ですから、私はやはり農政というものはまず農地、つくり手を守ることから始めないと、勢い夢ばかり語って、受け手が買ってくれるんだから何ぼでも生産すりゃええよというのは、いいかもしれませんけども、やはりそこには土壤に適した作物もあるでしょうし、そういったことをまず担い手ですよ、若い人はしませんよ、なかなか、お金になればすると思いますが、そういうことをまず攻めの農政という面でどうあるべきかということを考えて、例えば、お米を使ってやることも非常にいいんですけども、浜田の旭町ですよ、坂本地区というところがあるんですけども、そこが何か真空パックして米を坂本ブランド米ちゅうのをやりたいなというようなことで、真空パックにしてふるさと納税や何か返礼するんかもしれないんですがやると、そうすると酸化が防げて非常にもてがいいということで、真空パック機械を買ったというのが出ております、新聞に。吉賀町はラッキョウがものすごい売れもしないうちからラッキョウ洗い機を買っておるといことで、ちょっとアンバランスなというか順序が逆のような気がしますけども、そうした中で、非常に農政にしても今の子育てにしても、経済にしても厳しい状況にあるわけです。そうした中で、時間が5分ありますので答弁を少しく下さい。

○議長（安永 友行君） 続けてやりましょう。

○議員（9番 河村由美子君） やります、はい、どうぞ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、幾らか御質問いただきましたのでお答えをさせていただきますが、予算措置交付税がらみのお話しでございました、そのときに災害の話もございましたけど、災害の関係が今回随分通告にも出ておりますけども、以前から防災減災というような言葉がありますけど、言ってみれば災害は必ず起こるわけですから、そうするとその対策はどうするかと

いうと、やはりこれからもう減災、いかにして災害を軽減をしていくか減らしていくか、そこにやっぱりシフトしていくべきではないかというふうに、そのためにやっぱり予算措置もしていくべきだろうというふうに思っています。

それから、当然予算を措置するためには財源を見つけてこななければいけないということでございます。また秋になりました。11月は中央の要望の時期でございますので、圏域の首長さんと一緒に県内の関連する団体等も含めてございますが、しっかり中央要望と予算確保に努めてまいりたいと思います。

水道の話がございました。ああして公会計のほうへ移行しておりまして、まさに独立採算ということになるわけでございますが、やはり料金体系をどうするかというところは、これは避けて通れない部分でございますので、施設の更新等を含めて、料金体系についてもしっかり今から考えていかなければいけないというふうに考えております。

それから、指定管理と自治体運営のお話してございました。その中でゆ・ら・らのお話でございますけど、今話がありましたので、ゆ・ら・らは2000年、平成12年に開館をしてかなりの年数になりました、18年近くになったわけでございますけど、当初の入館者数、今全体でかなり落ち込んでいまして10万人を切るような状態になってきたわけでございます。今ああした状況にもなっておりますので、しっかり今から方向性を見定めていかなければならないということでございます。ゆ・ら・らも含めてなんですけど、162の公共施設があって、床面積が何回も言いますが9万3,000平米ぐらいあるわけです。これを今から40年間40%削減するという目標は立てていますが、じゃあそれを実際どういうふうにして40%、40年間で減していくのか。一応計画では5年刻みで、それぞれで更新なり検証をしていくということです。ということになると、今平成29年度に始まって33年度まで5年のスパンのところをどうするか、検証する時期がくるわけです。それを事務的なところの精査もさせていただきますけど、今のまま更新をするのか、それとも売却をするのか、売り払い等するのか、そういったところを考えていかなければならないということです。

今のペースで同じものを同じように更新をすると、1年間のコストは1.2倍に段々膨らんでくるとこういった計算で逆算をしてということで、今見定めておりますので、そこをしっかりとやっていかなければいけないだろうというふうに思っております。

松江のイングリッシュガーデンとか、江津の旧桜江町の風の国のお話しもございましたが、それもやはり一つの選択肢だと思いますが、そうしたことを今回の40年のスパンの中、5年刻みの中でしっかり考えていかなければならないということだろうと思います。

それから、国は色々新聞出ていますけど、圏域ごとに交付税をというようなお話も、今どうもあるようでして、これはただ20万圏域の中の交付税をどうするかということですから。

今、それぞれ自治体がやっておるような、いわゆる吉賀町にも全ての施設がある、隣の津和野町にも全ての施設がある、なおさら益田市には全ての施設がある、フルセット主義はどうかという話ですが。ですから、例えば圏域で20万圏域の中で、ここの自治体にはこの施設を置けば、今ほかの自治体にはこの施設はもういいだろうと、そういったこれからも考え出てくるかもわかりませんが、考えてみれば地方創生ということで、人口減少ということで、それぞれ総合戦略をつくって頑張らなさいという中で頑張っているわけですので、今ちょっとその圏域ごとのフルセット主義云々を語られてもちっと苦しいなというところもありますけど、現状しっかり吉賀町をどうするかということを、今おかれてる吉賀町の現状の中で、しっかり考えていきたいなというふうに考えております。

それから、最後のところで有機農業を含めて、農業の政策の話がございました。旭の坂本のブランド米のお話もございましたけど、実は数年前にと言いますと平成27年なんですけど、岡山大学の尾島先生という方が書かれた論文、3年前の持っているんですけど、そこに、これ特に有機農業の話なんです。この先生が、流通チャンネルを活用した振興策はどうかということで、実は島根県のY町という紹介をしておられる。よく読んでみるとやっぱり吉賀町のことなんです。書いておられる。しっかり検証しておられて、これ本当に参考になるなということで私は持っていますけど、とりわけ有機の関係ですから柿木の島根県Y町K地区という表現でしたんですけど、流通チャンネル6つあると、その当時はという。要するにどこへどう出しているかということで、そのときの精査をしたのが6つあると、その1つが消費者グループに行ったり、学校給食に行ったり、それから生協のほうへ行ったり、それからエポックさんほうへ行ったり、そんな選択肢が6つありますよと、そういうことを書いておられるんです。それはやっぱりメリットがあるということで、期待される効果ということで、いろいろ書いてあります。でもやっぱり課題もありますよということがいろいろ書いてあって、その博士論文の中で一番最後に書いて、実は一昨日柿木の座談会でも私このことを紹介させていただいたんですが、今からの有機も含めて農業政策どうやるべきか、先生が最後に結びを言っておられるのは、やはり生産の促進ともう一つは販売の促進の部分を同時並行的に進めて、やっぱりやっていかないと無理かなということを言っておられます。生産量の増加と生産の安定性をしながら、生産の振興促進をしていく、片っぱでは販売対価の上昇とか、それから販売量の増加をして、販売の振興促進をしていく、こういった理論なんです。

そのときに一番重要なのは、生産と販売のところの連結点、どこがつなぎをするか、ここをやっぱり今から考えていかないと、有機であり農業はやっぱり難しいですよということで、結局生産されたものを一つのところで束ねて、その一つの束ねたところから要するに外へ出していく、販売をしていく、こういったことをやっぱり考えていかないと、今からの中山間地での農業は立

ちいかなくなりますよと、生業としても成立しませんよということがここに書いてあるんです。

ですから、ああして地域商社の話も私今させていただいて、現場の産業課のほうでも頑張っているんですけど、そういったことをやっぱり念頭に置いて、有機に限らず農業政策というのはしっかり考えていかなければ、何をやっても同じだと思います。

ラッキョウのお話もされました、ラッキョウ本当に今人気があって、今週はいかりスーパーさんの役員の方がこっちに出向いていらっしゃるというお話もありますけど、作物が何であれ、どこがつくってどこへ出すにしても、そうしたことをしっかり押さえていかないといけないということで、そのためにもやはり地域商社、先ほど岡山のその先生の話じゃないですが、やっぱり一つに連結して束ねるのが大事だと思いますので、そういったことを考えて、頑張っていきたいなというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長がおっしゃいますように、将来的には圏域フルセットということになるだろうと思いますが、とりあえずは個々の今の平成17年ですか、合併した単位でやるんですけども、その中でやはりインセンティブ改革ということは、やっぱりそういう制度を拡張するという方法もあるかと思うんですが、企業自治体の意識と行動の変化を促すとなっておるわけです。そうすると、結果の平等を保障する仕組み、やっぱり頑張る者に取り組みを促すという仕組みになるんです。ということは、いろんな監査委員の意見の中でも人事考課制度というのでも出ておりますけど、やはり項目の見直しを含めて制度の検証をする中で、全職員の接遇研修というのがあると思うんですけども、そういうのは特定の人がもう決まって、固定化しとるというふうなことで、講習を受けなくてもきちんと接遇できる人もおるわけですが、やっぱりマニュアルどおりにやるべきことはやる必要があるんだと思いますし、そうしたことで、スキルアップを図る必要が、資質向上に努め強化をされたいというようなことが述べておられるわけです、監査委員も。ということは、やはり町の専門と言いますか監査委員でございますので、やはり、そこら辺は毎年例年のように書きゃええちゅうもんじゃないんですから、特にこういうふうなことが改善が必要ですよというところを指摘されているんだと思いますから、やはり、まず職員の資質向上、中にはものすごいできる方もいらっしゃいますし、色々でございますから、私が評価すべきことではありませんけども、町民がいろんな仕事の内容とか事務的なことを聞きに来て、誰々さんがいませんからわかりませんというような返事が返ってきて、遠くから来られたのを帰って行ったというようなことも事実ございますので、やはりその課、セクションに寄ったら、どうであろうとどなたがいまいと即住民に対応してあげるのが、やはり行政の職員の仕事であろうというふうに思います。私は別に職員をどうこう評価しているわけではありませんが、監査委員の報告の中にあつたもんですから、その辺のところを言っておるわけでございます。

それと、ゆ・ら・らにつきましては、やはりいろんな全国の事例もありますけども、議員というのは何十分の1の代表かもしれませんけども、やはり審判を受けて選ばれて出てきておるわけですから、町民の代表の声であるという受け止め方をしてほしいと思うんですけども、大方の方が今のままで続けることがいかがしたもんかなというお考えを持っておられるであろうと思います。ということは、私の意見は個人的な意見で見解でございますが、やはり売却を目的といいいますか視野に入れて売却をする、1円でもいいんです、1円以上ということの中で、そうしてやはり優秀な民間の方が全国からでも来ていただいて、もうそれを経営能力ノウハウを持っておられる方とか、たまたま休暇村さんはあれでございましたが、ほかの方もいらっしゃいますので、やはりそういうことを視野に入れて、立派な運営をしていただけたところに売却をする、それで町は一切手を切って、支出を断ち切るという方向のほうが、それよりもっとしなきゃいけない住民の安全のほうとか何とかに予算をつけてやると、ゆ・ら・らに固執することはないと思います。私の意見はゆ・ら・らについてはそういうことでございますので。

それと、やはりばらまきというの、子育て支援のことなんですけども、本当子どもの支援をするということは私はとてもいいことだとは思いますが、やはり国も現在2人目以降の幼稚園、保育園無料になっているわけですが、新たにゼロ歳から2歳の幼児教育とか、保育無償化では、住民税の非課税世帯に限定して無償に、年収360未満というふうに国でさえもしているものが、ちっさな町村が背伸びをしてあれだけのお金を出して、所得制限をしないということは、やはり年とった方は、もう自分の一生懸命働いて子育てをした方に言わせると、いろいろ問題があるというふうに感じます。その辺はぜひ、私は何度も初めから言っておりますので、検討課題として、検討するではいけないんです。来年度についてはこうしますと、町長はあくまでトップなんですから、その辺のことをきちんとしてほしいと思います。

それと、30年度の3月の施政方針に町長明言しておられますよね、資源を生かした産業振興の具現化について明らかにすると。そして生活基盤として必要なことは、元気な住民の存在と経済の好循環を確立する。まさにこの2つが車の両輪のごとく機能しないことには将来の吉賀町はあり得ないと明言しているわけです。ですから、町長のコミットメント——わかります——を果たしていただきたいというふうに私は思います。もう夢を語る時代は終わったと思っています。不定期な交付税に頼り切るんじゃなくて、やはり自力で歩く、稼ぐまちづくり、そういったことを過去の栄光と未来の未練を捨てて、誰もががかかっても負担増になるというような施設、先ほど言いました温泉施設、方向転換には思い切ってかじを切る勇氣というものを私はここで町長に確約してほしいというふうに思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 何点か御質問いただきました。職員の資質の向上のお話がありました。

確かに私のほうへ個人的にお叱りのお電話をいただくこともたくさんあります。逆にお褒めのお言葉をいただくこともあるわけでごさいます、職員は本当人数少ない中で一生懸命頑張っていると思います。それでもなお足りないところがあれば、それは職員研修なり監査委員さんの御指摘のあったようにスキルアップを図っていかなければいけないだろうと思っております。

ゆ・ら・らにつきましては、再三申し上げておるとおり、現在その方針とすれば、つなぎの業務委託をさせていただいて、3年間ということで事務をまず進めさせていただきたいと思っております。売却の話もございました。当然そういったことも視野に入れて、次のステップはそういうところも含めて検討していかざるを得ないような時期がくるのかもわかりません。参考にさせていただきたいと思っております。

子育て支援のお話もございました。ああして平成27年度から3本柱の無償対策をさせていただいております。国は非課税であったりとかということで、幾らか制限をかけながら、子育ての施策を展開しておられるということでございます。こういった小さいまちなのにとの話がありましたが、逆をいえばこういった小さい町だからこそ、そういった施策を財源をしっかりと準備をして、小水力発電のほうでその財源を見えていますけど、だからこそやっぱりやっていかなければならないという部分もやっぱりあるんだろうと思っております。

それから、私は今回この職を目指すに当たって、皆さんに約束をさせていただいたのは、今の無償化はまず4年間は継続をするということで明言をしてこの職についておりますので、残された3年、わずかになりますけど、その期間において、今の制度を変える考えはございません。

それから最後に、産業振興とかそういったお話もございました。いろいろなことを所信表明であるとか、所信表明は向こう4年間の話です、施政方針は今年度、平成30年度1年に限った話でございまして。その中でいろいろなことを書かせていただいて、御紹介がされていることも、当然明言をしております。

大きいものはないかと思うんですが、いろいろな需要がある中で、今あった制度を変えたり、それから期間を伸ばしたり、それから何回か全員協議会の中で各担当の課長からもお話をさせていただいております、説明もさせていただいていますが、拡充をしながら、とにかくこの活性ができないかということも、しっかり模索もさせていただいておりますので、所信表明で述べたものが全然やれていないということではないかと思っております。足らないところが当然あるわけですが、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

後先になりますが、子育ての無償化の話でございまして、無償化、確かに財源が要ります。ばらまきというお言葉もございましたが、やはり今無償化対策をやるからこそ、若い方の住宅の問題であったり、それからアパートも含めて住むところの問題であったり土地の問題であったり、

そういった新しい需要が出ているのは確かでございますので、そうしたやっぱりまち全体が活性化する、経済が循環するという方向もあるわけでございますので、一概に無償化がばらまきであったり、それがいつまで続くかということの御議論だろうと思うんですが、非常に総体的には無償化対策がいい方向の循環もあるということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長の公約の子育て支援につきましては、まだ3年間はということでございますが、それはやはり施政でございますので、それはそれとよしとして、それではほかの方面で、町民の所得向上、稼ぐ力というものには、やはりここには先ほども言ったと思いますが、水、山、田しかないわけですから、そのものをとりあえずは、最大限に生かして、収入増につなげていく、そのことにはなぜ私が言うかと言いますと、ふるさと納税の昨年の方で、島根県下でいいますとラスマイといいますか知夫村が一番下なんです、200万円ちょっと。吉賀町も297万円。津和野町なんかで言いますと二千何百万円、それだけの差異があるわけです。ということはやはりここに返礼品としても自信を持って喜んでいただけるものは、今後総務省も30%以上のものには制限をかけてあれですね。自分とこの製品といいますか特産品でないものについては制限するというようなこともありますので、ラッキョウにしてもサフランにしてもお茶にしても主になる米ですね、そういうものでも送って、返礼して、そういった納税をしていただくという努力を私はするべきだと思います。

津和野町みたいに何とかいう、佐々田さんとかいう出身者が、もうふるさとのために使ってくれて15億円あげたいんだけど、今年度は7億5,000万円というような寄付もあるような方もいらっしゃいますが、不幸にして吉賀町にはそんな方がいらっしゃいませんが。この前全国では病院に20億円、町村に20億円合わせて40億円の寄附をするというふうなのがテレビで見ましたけれども、そういった宝くじが当たるようなことを言っておってもやれませんので、吉賀町は吉賀町のふさわしい町の運営、稼ぎ方というものを見直すべきことはしっかりと見直して、運営するべきだということを最大限に私の意見として言いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で4番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、昼休み休憩といたします。午後は1時30分から開始します。

午後0時30分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開会します。

一般質問 5 番目の通告者、2 番、三浦議員の発言を許します。2 番、三浦議員。

○議員（2 番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、今回 3 点質問をいたします。
町長に質問いたします。

まず第 1 点、住宅建設用地の分譲事業をということですが、これは 3 月議会でもちょっと質問したこともあります。町長のほうにもいろいろ相談等々のお話を進めたりしたこともあるんですが、また再度町民の方からいろいろな声がありますので、再度住宅建設用地について質問をいたしたいと思います。

質問内容として、当然ながら吉賀町内若者が今子育て支援等との本町の施策によって効果が出ていると思います。その中でやはり若者が住宅をつくりたいと、そういった声も当然あるわけです。私の地元にも今何件かのそういった要望もあるわけなんです。まず 1 つは、前回お話をしました、まずは遊休地、遊休地といっても田んぼ、畑、こういったところに住宅ができないかと、そういった町長にも直に相談したことがあります。

要は、そこに遊休地を有効利用し、住宅をつくれば、結果人口減少もとめられると、若者の定住も図れると、いろいろ吉賀町の事業として住宅事業もいろいろ行われておりますが、何だかんだといってもやはりそこに住宅を自宅を新築されるのが一番若者定住の考え方からいきますと、一番密着するのではないかと、そういった趣旨のもとに質問をしております。

さきにも一番問題言いますけど、今皆さん当然ながら目の前にしているわけですが、田んぼ、畑あと雑種地、またいろいろ町有地もあると思います。こういった土地を有効利用しようと、また田んぼ、畑であれば、それを再利用、担い手を作って、作物をまた新しくつくと、こういった活性化に基づいて、いろいろ考え方があるわけですが、この住宅地要望については、なかなか宅地がないと、どうしても地形的な問題もありまして、吉賀町は当然ながら山が 93%と、あとは田畑、宅地とそういった形になってくると思うんですけど、やはりそういった状況下の中、やはりこの本町で行っております地方創生、またはそれに基づいて子育て支援、そういった施策もされているわけなんで、そこを何とか田畑、そういったものを土地利用して、住宅がつかれないかと。

簡単に 1 軒、2 軒つくるのは簡単などともあるわけですが、やはり広大な土地の中にはあります。そこにはやはりいろいろ民間企業も入りまして、そこに団地をつくるという構想でいろんな考えも意見も出てくるわけですが、やはりそういった土地を例えば町が買い取ると、そして分譲地として若者たちにその土地を分譲すると、そういったことはできないかと。町長には前々からそういった相談をしていますんで、ある程度のことはわかっていると思いますが。

ひとつ、島根県の奥出雲町いうところで、このたび子育て世代住宅用地分譲事業という計画が

立てられまして、今からそういった分譲地事業を進めていくんだと思いますが、これは今私が言った提案のことで意味合いが違ふところもあると思いますが、やはり子育て支援、そういったものをやりながら、徐々にこの吉賀町も人口も、若者の人口もふえてきていると、結果が出てきていると、やはりその中で土地がないということになれば、やはりそこにも民間も当然ではありますが、本町としてもそういった若者たちに対して、それなりの協力体制といったものを構築する必要がないかというところで質問をいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず1点目の住宅建設用地の分譲事業ということについてお答えをしたいと思います。

町内では、個人所有の空き地や空き家が点在しており、吉賀町としては、まずこの私有財産としての有効活用と保全をそれぞれ行っていくことが重要ではないかというふうに思っております。

また、耕作放棄地や遊休地の利用、有効活用についてでございますが、一般的に利便性の悪い場所から遊休地となることが多いと思われ、上下水道、道路などのインフラ整備が必要となれば、かえって造成費用も含めると高額となるなどの問題が生じてまいります。

あわせて農地転用の許可、手続も必要となるわけでございます。特に圃場整備等行った地域につきましては、非常に困難ではないかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、定住対策や担い手対策、先ほどの説明と重複いたしますが、空き家対策は重要でございます。今後具体的な事例を上げれば、費用対効果を含めて判断していきたいと考えておりますし、町内には土地取引等を行っておられます会社もありますので、その活用についても推進していく必要があるかと思われま。

そういった観点からでございますが、2つだけ申し上げておきたいと思ひます。まず1点目は、町有地の遊休資産、土地についてでございます。このことについてまず申し上げておきたいと思ひますが、平成29年度の決算書を作成をして報告もさせていただいたとおりでございますが、行政財産を除く普通財産としての土地は、その決算書にもありますように、約540万平方メートルあります。当然そのほとんどは山林でございます、山でございます。しかしそのうちの地目が宅地となっている面積も、その面積だけでも4万5,000平方メートルあるわけだ。決算書に書いてあるとおりなんですけど、そういった状況でございます。現在土地の普通財産売払いに関する事務取扱要綱というのが町の例規であるわけでございますので、これに沿った処分について検討してみたいと思ひます。まさに遊休資産を有効活用すると。行政財産は行政目的があるものでございますが、普通財産は現時点において、その目的がないいわゆる普通財産でございます。そこをしっかりと検討していく、それを有効活用していくということを考えてみたいと思ひます。分譲地化の御提案も当然あるわけでございますが、まず今申し上げましたように、今ある

町有地の遊休資産、土地これの有効活用をやはり優先的に考えていく必要があるんだろうと思います。それがまず1点目。

それから御提案が前々からあります分譲地化のことについてでございます。私もネット等で調べてみますと、以前の答弁でも申し上げたと思いますが、全国的にはゼロではなくて、幾らかの自治体では、その分譲地化の事業を実施している事例もあるわけでございます。仮に、その事業をこの吉賀町で実施をするということになりますと、当然吉賀町の今のセクションといいますか組織体系から言いますと、一つの課に限定をしてできるようなものではございません。当然プロジェクトでございますので。したがって役場の管理職で構成しております庁議の中で、じゃあどこが担当なりするかということも当然見据えてになるかと思いますが、幾らか先行自治体の事例、これについて研究なり調査、勉強させていただきたいということで、やるやらないということではなくて、今先行しておられる自治体のそういった分譲地事業、これの勉強を庁議のほうで幾らか割り当てをさせていただいて、やるところからまず初めさせていただきたいなと思います。

以前、2番議員のほうからもいろいろな地区のお話もいただいたり、状況も重々お聞かせをいただいておりますので、その状況は把握しておるつもりでございます。そういったニーズもあるというもお話をお伺いしておりますので、先行の自治体の事例について調査なり勉強をさせていただくというところから始めさせていただきたいというふうに思っております。

今、言いましたように、ああして決算書にありますように、非常に、ある意味遊んでいる土地といったらちょっと語弊があるかも知れませんが、目的を持たない普通財産、特に地目が宅地のものも随分な面積があるわけでございますので、それを有効活用するということと、前々からお話にあります分譲地化の事業については、勉強なりをさせていただきたいということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 普通財産の宅地が4万5,000平米と、これから言いますとかなり望みがあるということになるんですが、ただ分譲地、宅地にするということは、家を建てるということは、やはりどなたの方もそうですけど、やはりそこには店がないと近くにないといけなとか、学校がないといけなとか、やはりそういった利便性を重視しますので、やっぱりこれだけの宅地があるならその辺もいろいろ、これは早目に早く調査をしてやっていただきたいと思います。

先ほどの質問の中でも子育て支援のあと3年ということもありますし、そういった時期に合わせて、やるならそういったことをやっていかないと、分譲地化ができました、ただし子育て支援はもう終わりですという話になれば、これは全然ちぐはぐの歯車のくるった話になりますので、そ

こら辺は並行してやっていただかないと、全くの意味がないということになると思います。やはり、いろんな全国的に、町長も言われましたけど、こういった事業取り組んでいるところも、今からまたふえるんじゃないかなと思うんですけど、人口減少の中で、なかなかその地方、その地方でも人の取り合いという傾向も出ていますので、そこでいかにこういった子育て支援等の施策をつくって、ここのまちの人口をふやすということが一番重要であり、それがなければこのままの状態です。遊休地ですか、そういったたくさんの遊休地がどんどんさびれてしまいまして、簡単に言いますと夢も希望もないと、若者は都会地へ去るばかりと、そういった形も出てきますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

もともとの質問で分譲地化ですが、これ私も町はもとより県、土木等々、そういったところにいろいろ相談かけたわけですが、いろいろ調べていきますと、結局まず農地法に引っかかると。農地法に引っかかるというのが、国の農地法がありまして、結局それは農地をふやすと、簡単に言えば農地をふやすという指示が出ております。私が言っているのは、農地を遊休地でありますけど、荒れた農地を有効利用すると、そういった趣旨のことなんですけど、やはりそこら辺でかなりの水と油の差がありまして、やはり国の指示とこちらの現状を知らないといえますか、そういったところでギャップが出てきています。

もう1つ都市計画、こういった都市計画の地域指定されているということもありまして、この辺もどう言いますか、そういった排除はできないかなということも、ちょっと今途中なんですけど。結局、農地法と指定都市、この法律が、今から私が主張していることに対してかなり支障になっていますので、そこをちょっと町長の考え方をお聞きしたいんですが。指定都市と農地法の関係ですよね。これをなんとかできないものかと。先ほどそれなりの答えもお聞きしましたが、農地法と都市計画、この関係を伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前段の遊休資産の関係で、普通財産で宅地が4万5,000ということをお話しをさせていただきました。じゃあそれが全て売り払いができる状態か、住民の皆さんにとって利便性が高くても需要も高いかという、決してそうではありませんで、いろんな土地があります。ですから、隣接に公道、いわゆる国道、県道、町道があるとか、それから下水が整備されているとか、それから水道管も来ているとか、いろいろな条件があると思いますので、仮に売り払いとかする場合に、住民の皆さんが魅力を感じていただけるような遊休資産があれば、そういったことを出していくということになるかと思います。

ただ、面積的なお話をしましたが、現状とか場所、箇所は別にしても、それだけのまず遊休資産があるということですから、これはやっぱり検討してみる価値があるんだろうと思います。ですから、全てということではございませんので、その点御理解をいただきたいと思います。

それから、分譲地化の関係のお話ありましたが、以前からいろいろお話もいただいています
が、農地転用とか、それから農振のこととか、それから都市計画と、いろいろ法の規制があった
りして、幾らか手続的に数年前に改善をさせていただいたことがございます。関連性ということ
でどういうふうにお答えしたらいいのか私もわかりませんが、やはり規制がある程度緩和がで
きてハードルを低くする必要があるのであれば、これ、今までどおり、しっかり検討をさせてい
ただきたいと思います。

所管ということになりますと、産業課であったり農業委員会であったり、場合によっては総務
課であったり企画であったり、いろいろ想定をされますけど、そこら辺の検討はしっかりさせて
いただきたいと思いますし、それから仮に土地を求められて、そこへ家を建てるにしても、今度
は建築確認という、また手続も出てまいりますので、そこら辺がちゃんとクリアできるような方
法は、それは行政、それから実際に家を建てようとしておられる施主の方がいろいろ協議をする
中で、検討していくべきだろうと思います。

分譲地化の話で、私は以前これは宮城県の登米市の分譲地化の話を前から持っていますけど、
今聞きますと北海道でもあるようでございますし、全国数カ所あるようでございますので、今お
話のあったような法の規制の部分で緩和されるようなことがあれば、それから実際分譲地化でな
くて、民間の方が家を建てる際にいろいろなその規制緩和のところのハードルを低くするすべが
あるのであれば、そういったこともやっぱりしっかり行政として勉強していかなければならない
というふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 2 番、三浦議員。

○議員（2 番 三浦 浩明君） 協力的な答弁ありがとうございます。

この質問に対して最後ですが、こういった話がまだまだ出てくると思います。私自身も先ほど
言いました、いろいろ町民の方からお話聞いていますので、進めていきたいと思いますが、これ
は町長だけじゃなしに、やはり先ほど言われました産業課、企画課、総務課等々共同作業とい
いますか、そういったことをしっかりやってもらわないと、町長もそういった決断できないところ
もあると思いますので。とにかく子育て支援、そういった事業もありますので、それにのっか
つてやると相乗効果を出すと、今しかありませんので、ぜひその辺はお願いしたいと思いますが
、お願いといいますか、ぜひ実現していただきたいと思います。

例えば執行部のほうで、そういった各課でそういった計画等々の話し合いを持たれて、そう
いった話がまとまってくれば、町長としたらこの分譲地化に関してその計画を前に進めて行
きますか。答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げましたように、いろんなことを研究なり勉強させていた

だいて、当然分譲地化ということになりますと、インフラの整備もやっぱり必要なところも出てくると思います。そうしませんとせっかくものをはなれても、そこをやっぱり買っていただけないということがありますので、そうすると当然条件整備をするためには多額の投資も必要になるかもわかりません。そういったところまで含めて、その上で判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 最初言いました、そういった具体例が出ています。土地の単価の売買の関係、地権者の関係、そういったものも全て出てからの話であるんですが、ちょっと次もありますんで、ぜひまたそういった相談もしますんで、町として特化ではありませんけど、本町独自のそういった施策といいますか、そういったものを改めてつくっていただければ、町民また今から定住される若者も非常に助かりますし、人口増にもなりますので、ぜひその辺はやっていただきたいと。

次に、2番目に移ります。農業体制の構築をということですが、これも今の遊休地等々の関連になってくるわけですけど、先ほど遊休地に住宅をつくれと、次はその遊休地を今から当然ふえてくるわけなので、そこを再利用してくださいといった意味合いの質問ですけど、結局少子高齢化、まず高齢化によりまして、かなり十数年前から今の田畑が荒れてくると、そういった予想もされておりました。それは今現実化になりまして、どんどん奥地のほうもそうですけど、独居老人をはじめ、そういった地区もあります。当然ながら農作業に関しては、とてもじゃないできるもんじゃありません。地区ごとにやはり営農組合等々の組織もつくったところもありますけど、全部が全部そういった組織ができる地区ばかりではないと思います。

やはりそういった、なかなか農作業が進まない、担い手がない、高齢化だと、そういったことがまだまだふえて、そういった問題が出てきますんで、ここをやはり今の時期をチャンスと捉えたと、前向きな考え方で全国的にいろいろな例があるんですけど、やはり今農業者がいろいろ若者も全国的にビニールハウス等々の農業をいたしまして、結構簡単に言えば儲かっていると、そういった例も数々あります。これは吉賀町に寄せかえると、まだまだそこまで進展していないと。やはり農業に対しての規模感覚と言いますか、作業に対しての感覚と言いますか、そういったものが若干まだ違うんかないうところもありますけど、結局は、ここは本町は兼業農家なので、どうしてもそういった傾向になるということだと思います。

ただ、先ほど言いました、田畑はどんどん荒れて、まだまだ荒れていきますが、これが現状なので、そこをどうするかと。担い手がないと、ある一部の業者ではどこのヨシワ工業、みひろさんとかいろいろありますが、外国人労働者を入れて何とか切り盛りしております。一部でやはりそういった外国人労働者を入れて農業をやって、経営上もそこそこいいと思うんですけど、

そういった事例もあります。

農業の農業法といいますか、国の制度もいろいろ変わってくるわけなんですけど、やはり最近では国自体は農産物に関して2020オリンピックの関係もあるかもしれませんが、企業の中には近隣で言えば中国あのあたりにそういった野菜農場つくりまして、それを日本で加工する等々のいろいろなそういったルートもあるみたいです。

ただ、来年再来年かいうところで、その明確な産地名をその商品にシールで貼っていくといいますか、産地名をちゃんと記載しないと商品にならないと、そういったことはあります。今から出てきます。そういった基準が出てきますので、今日本の企業がハウスとかS Bとかいろいろあるわけなんですけど、そういった企業も今中国とかいろいろな方面に外国にハウスもありますし、いろいろな農地でやっている、そこでつくったものを産地で、結局中国なら中国産で明示しないといけないと、そこは国の方針が変わりましたんで、その農地をもう売り払って、今度は日本の土地にそういったハウスなり農地をつくっていくと、今その動きが出ています。今九州のほうですか、そのほうにもそういった動きもあるんですけど。

ひとつ言えば、そういった法の変わり目でやはりすごくチャンスのなともあると思います。吉賀町に乗りかえますと、今言った遊休地、これを使う手はないと、ただ人間がいないと、ただし先ほど言いました外国人労働者等々のそういった手段をとれば何とか吉賀町の産業として成り立つんじゃないかと、やればできることと思います。ただそれをやらないだけの話で、やるかやらないかいうことですけど。

そういったところで、これも先ほど島根県的美郷町、ここが最近リースハウスの建設を始めました。確か18棟だと思うんですけど、やはりこういった農業に関して、今まで言いましたいろいろな情報を得て、こういった建設に取り組んだとは思んですけど。やはり町のほうでこういったリースハウスというそういう計画を立てていけば、やはり農業者も若者も例えば帰ってきてできるとか、そういうことも考えられえますし、人口増にもつながると思いますけど、こういったリースハウス等々のリースハウスだけじゃなしに、そういった考えは町長お持ちじゃないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、農業体制の構築をということについてお答えをしたいと思います。

農地の管理につきましては、高齢化や担い手不足により耕作地の荒廃が増加しつつあるのは事実です。深刻な問題として受けとめているところでございます。

一方、UIターンされる方も近年はふえておりまして、産業体験制度や研修制度を使いながら、きめ細かな就農支援や技術支援を行い、担い手の育成確保に努めていきたいと考えております。

通告の中で御質問のございました、リースハウス事業につきましても、近年は取り組む地域もふえておりまして、昨年までに県内では5つの地域で取り組まれております。御紹介のありました美郷も含めてでございますが。内容といたしましてはJ Aが事業主体の地域が3カ所、自治体が2カ所、この中に御紹介のあった美郷も入っているということでございます。さらに今年度、平成30年度からは大田地域や浜田地域でも、これはJ Aが事業主体となっているようでございます。そうした形で徐々にではございますが、そういったリースハウスの事業がふえつつあるということでございます。

新規就農者が当初の初期投資の軽減を図る手段としては有効な取り組みと捉えておりますが、作物によるハウスの仕様の違いや借り手の確保などの課題もございまして、今後当町においても可能かどうか、J Aあるいは関係機関とも協議しながら調査をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 県内5カ所ということで、多分まだまだゆっくりではあると思いますが、そういったリースハウス等々のどこの自治体もそういった考えを持っていると思います。

そういった傾向が当然ありますので、再度聞くようなことでありますけど、現実には荒廃地はもうふえておりますので、町として今からこのリースハウスを、リースハウスだけじゃありませんけど、まずリースハウスの話しますけど、今からこういったことに、検討もわかりますけど、取り組んでいくのかと、そういう当然人間の働く方の数等々いろいろ問題ありますけど、そこは民間が、もしそういった計画を立てて、これだけの体制でやりますと、そういった計画を出した場合、町としてここでいうリースハウスを建設しましょうと、そういった流れになるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、答弁しましたように、県内でもう既に5地域でやって、今年度から新たに2カ所でJ Aさんがしておられるということでありますから、制度をつくるのはたやすいことだと思います。似たような制度をつくるのは。問題はその制度をつくってどれだけのニーズがあるかということですから、そこはやはりしっかり見定めた上でないと、実施をするかどうかという判断はできないというふうに考えていますので、今、先行してやっておられる全部で7つの地域、事業体と、それからそのリースの契約の内容であったり、それから実際その制度を使っておられる、その方々の現状、そういったことを調査した上で、じゃあ同じような制度を吉賀町で導入した場合に、どれだけのニーズなり使い勝手のいいということで、皆さんにその制度が使ってもらえるか、ここをしっかりと見定めた上で取り組みをするかしないかというところを決

定させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2 番、三浦議員。

○議員（2 番 三浦 浩明君） わかりました。私もいろいろ話ありますんで、現実動いているところもありますんで、早速ではありますが、そういった提案をさせていただきましてきっちりした話をしていきたいと思います。

それじゃあ、3 番目の質問に移ります。

本日もいろいろな議員からこの話出ていますけど、ゆ・ら・らの運営はということで、大体先日の8月31日の説明で大体の流れはわかりました。私の意見もいろいろ言わせてもらったこともあるんですけど。

まず、新聞報道で町民の方の意見も出ていましたし、これからの町としての方針、そこら辺も全部じゃないですけど、新聞に記載されております。

その中で、こういう言葉が適切かはわかりませんが、たちまち温泉だけをと、温泉だけを営業すると、そういった文言も出ていましたんで、ちょっとそれは私の思っているところとかなりギャップありますんで、それをまずお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般8月の31日の全員協議会でゆ・ら・らの現状と、それから、ほじやどうするんだということの説明なり報告をさせていただきました。その後新聞報道もありまして、今、2 番議員のほうから御紹介のあったような記事もあったように私も拝見をさせていただいております。ただ若干ニュアンスが違ったり、伝え方が違うのかなと思っています。我々が全員協議会で説明をさせていただきましたのは、私も何回も言っておりますけど、まず今の段階においては施設を守ることと、従業員を守ること、この2つを大きく念頭に置いて、これからのことを考えていかなければならないと。当然公募をしておりますで、公募をおかげさまで一つの業者ございましたがこんな事態に陥りましたので、一旦公募の選定作業を中止をさせていただいてリセットを今かけようとしているところでございます。

そうした中で、来年の4月以降の指定管理につきましては、改めて再公募をすると、じゃあそれまでのつなぎをどうするかということで、業者のほうへ業務委託をさせていただきたいということに、今させていただいております。

その説明の中でさせていただきましたように、仮にあそこを閉鎖をするにしてもああいった温泉の施設でございますから、温泉水であつたり、水がしっかり循環をしないと、これはやれないわけですから、であれば最低限温泉については稼働をさせていただこうと、あとは今業務委託をお願いをさせていただいております業者のほうで、どれだけのマンパワーが確保できるか、それによって温泉プラス営業内容が見当がつくわけです。ですから、記事によっては温泉だけという

ような記事もあったようでございますけど、我々の思いは全員協議会でお話をさせていただいたように、まずは温泉は継続をさせていただきたい。それプラスアルファーにつきましては、人的な確保がどれくらいできて、こういった業種の方のマンパワーの確保ができるか、それを見定めた上で、今度来年の3月末までつなぎをしていただく業者のほうと役場のほうで、しっかり精査をさせていただいて、スタートをさせていただこうと、12月1日以降のという思いでございますのでお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 町長のお考えとして、慎重にいうところも当然あると思いますし、言うことはよくわかります。ただ、私もこないだ全協のときに意見述べさせてもらったんですけど、温泉のみ営業すると、そういうことに対しては不平不満がありまして、こないだも意見しましたが、やはり施設というのは2つに分けますと、もともとできていた施設、レストラン、休憩所、温泉とプールもありますけど、もう一つ後にできました宿泊施設、この2つに分けますと、まず今の温泉だけやるとそういう話になれば宿泊施設を除きますという話になるわけですけど、ただもともとできていた建物が一体化していると思われまして。一体化しているということは、やはり温泉やれば当然お客さんはフロントのほう休憩所またレストラン、当然フロント、お土産品、その辺も必要になってくるんじゃないかと思います。そこまで全部温泉のみですと、結局人がただ温泉だけ入りに来ると、そういったお客さんもおられるかもしれませんが、観光メリット、客が来客した感触の持ち方、そこから言いますと、全然イメージダウンということになると思います。

ましてや、先ほど建物構造上言いますと、温泉だけやっても結局光熱費等々の経費的なものはそんなに変わってこないと、当然夏、冬の冷暖房の関係も必要になってきますし、そこから言うところ今以上にリスクとして金銭的にもそうですけど、大赤字を抱えると、こういった経営になってくるんじゃないかと、そういった危機感が当然私の中には出てくるわけなんですけど。

その中で、もう解体したほうがいいんじゃないかという、そういった意味合いもありましてそんなことを言ったわけなんですけど。解体すれば、あとは全然町としても、今の彫刻の道にしても、金は町としての持ち出しはなくなるとそういった考え方もありますけど、やはりそこは町長が継続しますということに基づいて進んでいかないといけないと思いますので。今温泉だけやるとそういうことに関して運営的なことを言いますと、やはり必ず赤が出ると、その中でやっぱりまた違った風評被害が起きてくると、あそこにまた1カ月休んでまたオープンしたから行ったけど温泉しかない、レストランも何もない食べるところも何もないと、こういった悪評というのはすぐ広まっていけますんで、それならもう前議員が言いましたように一時期おいてリニューアルするとか、そういった方向もあるかもしれませんが、いろんな考え方があると思います。町長も今かなり

大変な問題も抱えていますし、悩めることと思いますけど、とにかくまずはあいった施設というところは、来客された方がどういったイメージを持って帰るか、そこが一番の原点になってくると思いますので、そこら辺は町長もいろいろ人員の関係もいろいろ言われましたけど、ちょっと細々したことになりますけど、温泉だけやるということに対して、建物、敷地内、レストラン、休憩所あと土産物売り場か、この辺も温泉をやるとしたらそこ辺も一緒にやるという考え方になりますか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 最低限温泉だけはというお話をさせていただきました。それも、人員がどれだけ確保できるかどうかということだろうと思います。温泉利用だけであれば、玄関を開けてフロントで数人いらっしゃれば、それはそれで、当然温泉ですから清掃なんかの業務は当然いるわけですけど。それ以外に隣の売店であったりとか、そういったところをやれば、当然そのまた人数がいるわけですから、それはやはり温泉だけということになれば、そこをやるやらないというのは、この場でできるできないということじゃなくて、それも含めて、やはり人員がどれだけ確保できるかという、その状況を見てじゃないと判断できないところじゃないかというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） わかりました。それではちょっと質問の内容を変えまして、当然ゆ・ら・らの関連のことなんですけど、これが一番重要な質問になります。町長、座談会等々でいろいろ先ほどもお話がありましたように、今現在のゆ・ら・らの従業員、こういった雇用問題どうするかと、そこはしっかり継続してやっていくという話も前々から聞いております。そこはわかっているんですが、実際今現在働いておられる従業員の方、正社員、またパート等々の、ゆ・ら・らに勤められている方でありまして、まず休暇村がやめまして、それからサンエムさんが運営していくと、そういう形はもう説明聞いているのでわかりますけど、やはりこの一番大切な従業員の今の感情、またこれからの行き先、そういったものが一番大事になってくると思います。まずこれは実際に聞いた話でもありますので、まず町民の方が働いている方でなくても働いている方もそうなんですけど、休暇村がやめると、そういった話を全然知らなかったとか、前々から出ていました送迎バスをやめるとかプールをやめるとか、そういった話もいろいろ経緯はあるわけなんですけど、ただ最終的に従業員に対して町からも何もなかったと、そういった連絡等々の説明がなかったと、そういったことで不安と不信を持っているようです。これ実際の話なんで、私今言っているわけなんですけど。細々した話で休暇村が去っていきますが、それはそれとして、ただそこに今現在いる従業員が冬場を迎えますので、当然ボーナスの時期、そういった時期にもなります。その辺のことが休暇村としてちゃんとしているのかと。もしその辺のボーナス的な話も町

が関与して、こういった場合はこういう方法をとりますとか、そういったお考えはありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 従業員の方、常勤雇いの方それからパートを含めて、恐らく新聞にも出ていましたけど30人程度いらっしゃるということはお伺いしております。何をおいても、今雇用関係にありますのは、休暇村サービスさんと今いらっしゃる従業員さんです。吉賀町のスタンスは、指定管理者として、株式会社休暇村サービスさんのほうへ、その施設の運営をお願いしているということでございますので、今御質問がありました、そのボーナス、賞与の関係、そういったことについて我々がコメントする立場でもございせんし、それに対して、仮にもし不足が生じた場合の補填云々というのは、ここはやはり行政が立ち入る部分ではないというふうに思っています。

8月の31日に全員協議会をさせていただいて、当然あくる日にはメディアといいますか新聞に出るだろうということの中で、我々もそこに働いている従業員の方をやはり重く見ていかなければいけないということで、実は翌日の9月の1日、朝礼引き継ぎがあったようでございますが、午前中のところで町のほうから副町長、それから企画課の課長と担当が出向きまして、とりあえずそのときいらっしゃった皆さんには町の考え方、基本的なところを、これは全協で話した内容を取りまとめをしてということでございますが、お伝えをさせていただきました。

それから今休暇村サービスさんと従業員さんとのいわゆるその関係でございしますが、お聞きをしますと9月の5日と6日に、休暇村サービスさん本社のほうから担当の部長さんが来られまして、これまでの経過であったり、それからこれからのこと、特に就業規則等に基づきました年次有給休暇の消化の問題であったり、そういったことについての事細かなお話をされたやに聞いております。当然我々はそこにおりませんので、どういった内容を話されたかというのは、我々も聞き及んでおりませんが、そこら辺の説明をしっかりとされたのではないかというふうに思っております。

それから、先ほどお話のあった給料のことであったり賞与のことであったり、場合によっては年次有給休暇の消化のこともあるんだろと思いますが、従業員の皆さんに与えられているそういった労働条件、しっかり担保できるようにというのは先日の全員協議会でお話をさせていただきましたように、町のほうからも休暇村サービスさんの回答書の中に入れさせていただいております。そこをしっかりとやっていただきたい。ですから従業員に対しての手立てと、もう一つは当然あまして営業をこの町内でやっておられますから、町内の企業さんとのお付き合いもあるんだろと思いますが。そういったところをしっかりと手当てをしていただいて、11月の末を迎えていただきたいということを文書の中でも回答をさしあげるような予定にしております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） もう一つありまして、済いません。ボーナスのこともですが、これはまた一番不安に思っているんじゃないかと思いますが、１２月からサンエムさんが営業をしまして、これが期限が３月までと。この回答も町長いろいろ言われていますけど、もし１０月に公募してどこも応募してこなかったとそういった場合、予測すればサンエムさんがまた引き次いで継続して営業するという形になるんじゃないかなと思いますけど、そこら辺も今の現在おられる従業員さんの方もやっぱり不安しておりますし、こないだ言いましたけど、３月で終わりよとそんなのだったら多分来る人はいないと思いますけど、やはりそこら辺の町として進め方、公募していなければ、もう継続してそのまま株式会社サンエムのほうで継続をしていくと。

もし公募して指定管理者が募集してくれば、そちらのほうにこういう形になるかもしれませんが、もし応募がなかった場合、それは今時点で考えていないといけないことだと思いますけど、それはサンエムさんに継続して営業してもらおうとそういう形になりますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今つなぎをしていただくのは１２月１日以降４カ月間、第３セクターのサンエムさんのほうということで、今調整をさせていただいて、先ほど言いました９月の５日、６日のところで、従業員の説明会を休暇村サービスさんがされました。

一応、その説明会を待ってサンエムさんにつきましては、今働いていらっしゃる従業員さんと、いわゆるお話ですね、接触をさせていただきたい、９月７日以降のところで、それを休暇村サービスさんのほうにお許しをいただいて、現場の支配人の方にもお許しをいただいて、今サンエムさんが鋭意そこら辺の折衝をしておられるんだろうと思います。その状況を見なければわかりませんし、その状況によって１２月１日以降の営業の内容が決まってくるということでございます。

改めて来年の４月１日以降の公募、再公募させていただくというお話をさせていただきました。仮にというお話でございます。仮にじゃあ公募がなかったらということでございますが、これはその結論は公募して年内には出ますので、そのときを待って、やはり再考しなければならないというふうに思っています。

ですから、今の段階で案を持ち得ているかといえば、まだまだ私がコメントする段階ではないというふうに考えております。しかるべきときに、そういった結論が見えたときにしっかり熟慮をさせていただいて、またお話なり報告なりをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ２番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） わかりました。町長もなかなか立場的に答弁わかりますけど、最後にこのゆ・ら・らが、今から営業して順調に営業してくれば営業成績も伸びてくれば、当然これ幸い言うことはないと思いますが、こういったことも考えていかないといけないと思います。

きょうの質問にもありました。やはり彫刻の道もこれは連携しておりますので、片方は運営が

悪くなれば片方も負の相乗効果でどんどんさびれていくと、そういった形になると思います。考え方としまして、いろいろな前々何回も言っていますんで、そういった影響が出るということで。

ゆ・ら・らの存在としましては、まず捉え方として観光面でまずひとつのどう言いますか、過去の施設という考え方でいいと思います。例えばですが、ここにどんどん今から町のお金をつぎ込んでいくと、修理等々も含めまして。そうするとかなりの多くの億単位のお金が当然いるはずで。そうやって、やっていけば、やはり彫刻の道も言いましたけど、前々からグラウンドゴルフ場とかも言いましたけど、そのほかにまた町にはまだまだそういった主要な施設が会社等々もあります。ヨシワ工業もありますし、当然六日市病院、六日市学園、あと小中高校があります。やはり特に六日市病院にしてもそうですけど、いろいろなどこも問題を抱えているわけですけど。やはりこのゆ・ら・らの存在がどんどん負の財産を生んでいくようなことになれば、やはり六日市病院、最終的には銀行とかその辺にも影響してくると思いますけど、そういったまず事態にならないように、今回のゆ・ら・らに対しての判断、行政としての判断、これは大変な判断になると思います。

やはりそこら辺もひとつ最後にお聞きしたいんですが、例えばゆ・ら・らが経営困難になった場合、そうした場合ヨシワ工業、六日市病院等々のどういった影響があるか、また影響がないと思われるかもしれませんが、その辺の関連があると思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろな捉え方があるんだろうと思います。どのくらいの経済効果、マイナスの効果があるのか、いろいろ今施設とか企業の名前が出ましたけど、やはりゆ・ら・らに限らず一つのものが不振になれば、それはこういった小さい町ですからいろんなことに影響してくると思います。ただ単に商業、工業だけじゃなくて、生産を言うと消費のことで言うと農業もそうだと思います。ですから、何のもののさしをもって、何をもってやっぱり経済のマイナスの部分を試算をするかというのは非常に難しい問題でございますので、数量的なお話はできませんけど、少なからず影響はあるというふうに私は思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） わかりました。いろいろ今から困難な問題がどんどん出てくるわけですけど、そこは執行部の皆様、また性根を入れて、今からが正念場だと思いますので、文句ばかり言ってもあれですから、協力し合いながらやっていかないと前に進んでいかないと。やはり今こそ、そういったお互いに力を出してやるのが大事だと思いますので、ぜひゆ・ら・らの問題ばかり言いましたけど、農業のことに関しましてもそうですけど、この町を活性化するために協力体制でやっていかないといけないと思っております。ぜひまたいろいろ質問させていた

だきますので、協力体制を強めるということでもよろしくお願いします。ありがとうございました。
質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、2番、三浦議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後2時27分休憩

.....

午後2時39分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6番目の通告者、1番、松蔭議員の発言を許します。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 4点ほど通告してあります。

まず、1点目の産業振興の進捗状況、当面、お茶、サフラン、ラッキョウ、米で産業振興を進めていくということでしたが、現在、あれから——3月から半年ぐらいたっておりますが、どのような状況になっておるか。あのときに町長は、これと並行して地域商社、要するに商社のようなものをつくると言われましたが、どこまで進んでいるのか。最近ドローンというのがかなり急速に発達しております。先般も、何か上で音がするなと思うたら、すーっと塔尾橋の辺からずーっと上へ行って、東行って、こんなやつが。その後を自動車が追いかけていきよるということもありましたが、このドローンを産業面に——産業振興ということですが、産業面に使えないかどうか、その活用を考えておられるかどうかということを質問いたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、産業振興の進捗状況ということについてお答えをしたいと思います。

まず、米に関してでございますが、今年度も引き続きモデル圃場を設置いたしまして、土壌に不足している鉄を初めとする微量要素を投入する施肥設計での試験栽培を行っております。

また、米・食味分析鑑定コンクールへ出品する吉賀町選抜も引き続き実施し、新たにお米日本一コンテストへの出品も行いたいと思います。販路開拓の取り組みといたしましては、引き続きモデル圃場のお米を東京の米穀店へ試験販売を行います。

また、町全体でブランド化の気運を高めていくために、関係機関や生産者組織の代表者らと連携し、吉賀町産米ブランド戦略や吉賀町産米ブランド認証制度の策定を進めてまいりたいと思います。

次に、有機茶についてでございます。吉賀町有機茶ブランド化推進協議会として、商品開発、販売を始めておりまして、現在、煎茶、紅茶、ほうじ茶、玄米茶、豆番茶を吉賀茶として、町内、

益田市、雲南市、東京のにはんばし島根館で販売をさせていただいているところでございます。

また、町内の業者の方には、吉賀茶を使用したゼリー、焼き菓子、アイスクリームを商品化していただきました。今後、吉賀茶のPR活動に力を入れるとともに、お土産や贈答品として購入していただける商品のブランディングを行っていく必要があると考えております。

土壌分析につきましても、引き続き実施いたしまして、高品質な吉賀茶の生産、販路拡大につなげていきたいと思っております。

ことし5月には、新茶の手摘みとこの地域で行われる釜炒り緑茶づくり体験を、8月には、お茶摘みとして、紅茶づくり体験を開催いたしました。この様子は、先日、ケーブルテレビのほうでも放映をされたようでございます。町内の方のみならず、町外から人を呼び込むイベントを今後も企画、実践いたしまして、地域文化の伝承や大井谷の棚田等を絡めた農観光ビジネスへの発展を模索していこうと考えているところでございます。

次に、サフランについてでございます。平成29年度は、産業課において試験栽培を行いました。今年度は、試験的に栽培していただける農家の方と連携した取り組みを行っていききたいと思います。

なお、販路につきましては、町内外を問わず模索をしているところでございます。

また、サフランの使用方法がわからないという方もいらっしゃるようでございますので、こうした方のために、サフランライスの素などを開発し、サフランを試してみやすいような商品なども試験的に販売をしていききたいと思います。

次に、ラッキョウについてでございます。産業課で試験栽培をしております、今年度は、2年前に植えたラッキョウの収穫を行いました。収穫したラッキョウについては、六日市加工所、エポックかきのきむらに提供し、できた商品を今後のPR等に役立てていきたいと考えております。

また、今年度は、農家の方に試験栽培していただくとともに、産業課でも植えつけを行い、生産拡大に向けた取り組みを始めていきます。

それから、地域商社についてでございます。現在、役場の中――庁舎内で関係をする課の職員によりますプロジェクトチームを設置をし、検討を進めている段階でございます。これは、全員協議会でも幾らかお話をさせていただきましたけど、何回かステップを踏んで、プロジェクトチーム、それから準備室、そしていよいよ地域商社の運営と、こんなスケジュール感を持って行っていきたいということでございまして、12月の定例会の前段の全員協議会の中では、もう少し踏み込んだ内容の説明もさせていただく準備をしているところでございます。

最後に、ドローンについてでございます。近年、あらゆる業種で活用がされております。災害状況の把握、災害物資の運搬、行方不明者の捜索、あるいは測量、空中撮影、構造物の診断、圃

場確認、農薬散布や森林調査、鳥獣対策など、行政での活用・用途は多岐にわたると考えられております。法の規制、あるいは資格の取得、飛行技能の修得などを調査の上、必要な分野への活用を積極的に考えていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 先般、いろいろな研修へ参加しました。7 月にはルーラル・ミーティング in しまね、これ、益田でありました。7 月 26 日に知財広め隊セミナー、これ、松江でありました。これ、弁理士会がやっておる。8 月 8 日には超異分野学会益田フォーラム 2018 というのがありました。先ほど、町長言われたお茶の体験、紅茶をつくるというのを、やっぱり体験してみないとものと言えないということで。そういうことで、これらを参考といいますか、基づいていることがあるかと思っておりますので。

まず、研修所、前に柿木で、ろくろを使って木工——要するに木の工作、これの研修というのがありました。これは、大分県から切り師さんが来られて、いろいろと木工について、例えば、柱を 1 本 100 円なら、それを端切れでもええから加工すると、10 倍ぐらいに売れるもんだと。確かにそうです。そのときも、売れ残った製品を持ってこられて、10 種類ぐらいかな、それを置いとくから、皆さん後から見て、参考にしてと言うので、帰られた。ところが、柿木庁舎のどっかへ展示するかと思って、ずうっと待ってあったが、なかなかしない。それで、どうやと言やあ、もう置くところがない。何か置いたら、（ ）しちゃあいけんから返す。私、せっかく写真を撮っておこうかと思うたんじゃけど、撮られない。それちょっと、こういうことでは産業振興にならない。もう少し、担当の職員さんは忙しいとは思いますが、身を入れて、展示するなら展示……、あのとき 40 人ぐらい研修に来られた。中には、やってみようかという人もおられた。あのときに、いきなり皿とか器は四、五年もそこで研修せにやできないということで、箸から、これなら削って何とか……、これでも一膳で 500 円ぐらいするものもできると。あるいはスプーンとか、すぐできるものからやったらどうかというふうなことがありましたんで、なるほどと思ったんですが、いきなりというのはなかなか難しい。

研修所と、私言うのは、先般、研究所をつくったらどうかというと、そんな考えは全くないと言われたんですが、研修所というのは、あるものをつくるのに、要するに訓練、そういうものをつくったらどうかというのを提案してみたいと思うんですが。先般、食品加工の研修所がいろいろと使われていたんですけど、結局、ちょっと立ち消えのようなことに、現在、今なっておるようです。そういうことで、あつものに懲りてなますを吹かないというんじゃなしに、またやってみるという、これも大きな設備は要らないと思います。空き家かどっかを借りてでも、そんなにつくったらと思うんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 最初のところでお話ししてまいりました木工クラフトの研修の関係で、あのときに、大分県由布院の時松先生が研修のときに手持ちの作品を持ってこられて、立派なもの、数多くお持ちをいただいて、それが、展示がしていなかったと。これは、大変申しわけなく思っております。担当を含め、産業課のほうでまだまだ対応の仕方はあったんだろうと思います。そこはしっかり受けとめさせていただいて、これからのところで役立てていきたいというふうに思っています。

今の時松先生のことにつきましては、今、それこそ担当の産業課のほうで、三、四十人、あのときに参加をしていただいて、やはりかなり興味を持っていただいて、木工クラフトをぜひやってみたいという、特に何か女性の方もそんな興味を持っておられたということをお聞きをしています。というようなことでございまして、実はことしの秋、現地に赴いて、研修なり、実習なり、現場を見てみようということを、今、担当のほうで計画しているというような起案も先般回ってまいりましたので、ぜひそういったところにも御参加をいただいたらというふうに思っております。

それから、以前からあります研修所、研究所、これはいかがだろうかということでございます。木を使うということで、以前の一般質問のときもお答えをさせていただいたと思うんですが、栃木県の木づかいという条例の話もさせていただきました。山の材をしっかりと使っていく。そうして産業創出をしながら、域内の循環を図っていくというお話をさせていただきました。きょうの一般質問の中でもお答えをさせていただきましたが、来年度からああして、森林環境譲与税の活用、目的税が入ってくるということでございますので、それはやはり、担い手、後継者の育成ということも含まれているわけですから、今、制度設計をするさなかでございますが、そういったところもしっかり視野に入れて、御提案のことが可能であれば、そういったこともぜひ検討させていただきたいというふうに思います。それを必ずやるということで、今の段階ではお答えできませんけど、しっかり念頭に置いて考えてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

[illegible]

での研修所とか研究所というものを私は提案しているわけでございます。

先般、ルーラル・ミーティング、これは水土里ネットというのが……、あのときたしか町長、いらっしゃったと思うんですが、あのとき益田市長が益田市で何とか研究所をつくらと言われておりましたが、あれは、益田市はどういう……、益田地域の圏域のことですから、何かそういうことを聞いておられますか、どういうものをつくられるのか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、有機茶の関係で、ああして上原さんという女性の方でございますが、本当に熱心にしていただきまして、非常に愛好家の方も今ふえていていると思います。先日、現地で行いました研修会にも、前回よりも増して参加者があったということで、議員さんも御参加されたということで、ケーブルテレビのほうでも拝見をさせていただきましたけど、非常にいいことだと思います。ただ、この事業を始めて、もともと1.1ヘクタールあったものが、半減をして0.5ヘクタールぐらい。有機茶の有効活用するということと、もう一つはやっぱり茶畑を再生するということがあります。まだまだ道半ば、緒についたばかりでございますので、やはり行き着く先をしっかりと見据えて、お茶の加工もさることながら、現場の茶畑を再生するということをしっかりと地元の方と、生産者の方とタッグを組んで進めていかなければいけないというふうに思っております。

それから、後段の例のルーラル・ミーティング、これは水土里ネットさん、私も県の土連の関係の理事をやったりしておりますので、当日、参加をさせていただきましたが、今お話のあった益田市の件については、私はちょっと承知しておりませんで、大変申しわけございません。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） ブランド化という、ブランド推進委員会というのがあるようですが、確かに米なら米、全てのものがどこにもあるわけですね。米なんかも日本全国にある。それをブランド化、何か特徴をつけて売ろうと、こういうふうな考えと思うんですが、確かにものがないということはブランドとしての条件ですけど、宣伝方法が、よくテレビなんかの民放、ほとんどコマーシャル、有名人を使うんですね。それで、ここにせつかく森英恵さん、澄川喜一さん、全国的に有名な方がいらっしゃいます。例えば、森英恵さんに御飯食べているところを写真、写す、これを。「森英恵さんも食べております」とかなんとか、何かそういう形でも、「いや、そねえなものは……」、それは言うてみんなにやわからんので、そういうふうな宣伝方法も。実は、澄川喜一先生は十何年前かな、益田のグラントワをつくるときに、商工会、事務局長をやっちゃったんで、再々、月に一遍は行って話を……。そのときにしきりに言われておったのが、「わしを利用せい。わしを利用しての、それで町の発展を」ちゅうことを自分で言うておられました。その利用という言い方がいいのか悪いのか、これは御本人が言われたんで、利用という話をしたん

ですが。だから、何かそういう方法で宣伝をする。宣伝とパッケージ、中身はもちろんそこそこでなら売れるかと思うんですが、町長、ちょっとその辺どうですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ブランド化——ブランディングというのは、以前にも申し上げたと思いますが、頭の中にある無形の財産でございますので、本当に無限のものだと思っています。ですから、確たるものをつくれれば、非常に幅の広がりがあるというわけですから、今、産業課のほうでブランディングの事業も今していただけてますけど、しっかりそこは頑張っていかなければいけないというふうに思っています。

著名な先生を使ったほうがいいだろうということで、御紹介にあったような先生、当然いらっしゃるということで、先日も東京であった東京県人会の中でも、お二方の先生の御紹介はさせていただいたところでございます。

先般、全員協議会で、先ほど紹介させていただいた産業課にブランディングの事業、取り組んでいるところ、ブランドデザインの作成についてということで御紹介をさせていただきました。まず、吉賀高校の生徒さんを交えて案を作成をするということです。微調整も加えながら商標登録したいと、こういうことなんです。実は、13年前に吉賀町をつくる时候にも、町章をつくる时候も、町内外の方に公募させていただいて、本当にたくさんの作品が、応募がありました。数点、選んでいく中で、最終的にこれにしようというのが、実は今ある吉賀町の町章なんです。これも最終的には澄川喜一先生のほうをお願いをさせていただいて、当然、その前段では、町内御出身の弁理士の河野誠先生にもいろいろ御相談をさせていただいたその上でございしたけど、最終的には澄川喜一先生のほうに幾らか手を施していただいて、今の作品に仕上げていただいたということです。ですから、その今ある町章の陰には澄川先生がいらっしゃるということで、合併直後にはそういったPRもさせていただいたんですが、そういったことをしっかりやっていかなければいけないということです。ですから、今回の、今、産業課がやっております吉賀高校の生徒さん交えて案を作成をさせていただいて、商標登録の調査であったり、微調整をします。ですから、その微調整の段階で、そういった著名な先生のほうへ幾らか、要するに手ほどきをしていただくということもやっぱり可能性としてはあるんだろうと思います。むしろ、それをすれば、価値が上がってくるということだろうと思いますから、それはやっぱり検討するに値すると思います。最終的には、以前、議員さんのほうから御提案がありましたけど、知的財産の話になりますから、そのためにもしっかりそこら辺を検討していく必要があろうと思います。

それから、先ほど御紹介のあった森先生のことですが、森先生も吉賀町の出身ということで、ふるさとのために何かお手伝いをさせていただきたいというお声を以前からお伺いをしていただいて、今、まだ公表するに至っておりませんが、先生のほうには、ぜひ吉賀町のPRのためにお

力添えをいただきたいということで、今、こちらのほうから幾らか提案をさせていただいております。まだまだお忙しい方ですので、こちらのほうに回答、ないわけですが、そういったことも御協力いただきながら、町のイメージアップと知名度、どんどん上げていくということに努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 先ほどドローンの活用というのをお聞きしたんですが、最近、ドローン、急速に性能がアップして、恐らく滞空時間も 40 分も 50 分も、電池の開発ができて、それで、それを利用ちゅうのは、今、町長もいろいろと言われたように、あらゆる分野に使えると。農業公社が農薬散布をやっておりますが、あのヘリコプターが、何か聞いたら、千四、五百万するそうです。それで、そりゃドローンに替えていうんじゃないんじゃないけど、ドローンを誰もが使える。これ、値段のこともあるんじゃないけど、ピンキリで、ただいいのは GPS かな、これついちょっと、位置がわかっている。それで、それを全部替えちゃうんじゃないしに、この前ちょっとと言ったように、ドローンを飛ばす練習場のようなものをつくったらどうかというので、この前ドローンの飛行場ちゅうたから、何かちょっとええ言い方はないかと……、それを今のように遊休農地かな、あるんで、これをもっと整地したら、それほど設備は要らない。その中で、プロを呼んで研修、あるいは何か 10 時間ぐらい飛行を体験したら、何か資格か何かを取ることできるそうです。実際、飛ばしてみるとおもしろい。私にはおもちゃじゃから、どこ行くやらわからんのじゃけど、ちゃんともとに戻るように、余り遠く行って、墜落して被害とか、そういうことがないようなものができておるわけなんで、これ、利用は無限ですね。無限ちゅうちゃあいけんけど、もの運んだり、もちろん農薬散布なんかは、あるいは種子を散布するとか、災害地の調査とか、あるいはここからあそこへものを運ぶのに行かれんから、それで飛ばすとか、最近では、宅配便もあれでやりよるようなことで、そういうことで、ドローンの練習場と飛行場、その土地をちょっと整備してつくらせたらどうか。よそからも来ますよ。この辺では金城町にあるようですが、私、まだ行ってみようと思うだけで、よう行かんですが。それから、四国の徳島県にはドローンのまちというのが、ちょっと名前が出ませんで、ドローンのまちとポスターにやったところがあったんですが、何かそういうものにできるんで、場をつくられたらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろなものが無限に可能性として広がってくるので、際限がないんですけど、ドローンにつきましては、前回も議員のほうからお話がございまして、そのときも練習場といいますか、飛行訓練をするところの御提案もございました。そうした中で、先日も 8 月には町内の業者の方と協定も結ばせていただいて、お聞きをしますと、1 機 10 万円から、高い

のは数百万ぐらいするんだそうです。メンテナンスも大変だというようなお話もお伺いをしました。ただ、性能はすばらしい。ほとんど音もしないし、ホバーリングというんですか、静止の状態もあって、的確な画像とか動画が撮影できるということで、本当にすぐれものだというふうに思っています。御紹介のあった金城であるとか、四国は、私はまだ全然見たこともありませんが、ぜひ機会があれば、一度立ち寄ってみたいなと思っていますけど。今の御提案のあった訓練場であるとか、養成学校であるとか、先進的なところもあるんだろと思いますが、いずれにしましても、法の規制であったり、資格を取得するためのハードルもあるはずですよ。そこらあたりをしっかりとこちらのほうも検討させていただいて、今までの質問でいろいろありました遊休資産とか建物もあるわけですので、そういったところで代用なり、可能性としてあるのであれば、当然、検討するに値するものだというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） よろしく検討してください。今度また聞きます、どの辺まで検討をしたか。

それで、先ほど言いましたいろいろな研修とか、講習があるわけなので、産業についての。今、全国どこの市町村も、要するに何か生き残りというか、それをかけるためにいろいろやっておる。だから、今、地域間の競争、あるいは、例えばここの圏域——益田圏域でグループになってやるというふうにあるわけなので、ぜひともこういう、これは行政も民間のほうもそこをどんどんやっておるんで、職員の皆さんは、ぜひ参加していただいたら、いろいろな情報が入ると、「いや、そえなことはわしゃあ知つとるけえ」という人がいらっしゃるかもわかりませんが、この前のルール有的时候には、私が見たのは、2 名の職員が行っておられた。なかなか大変とは思いますが、そういうところでいろいろ勉強することによって、産業振興を図れると、こういうふうになるんです。

ということで、それじゃあ 2 番目の質問ですが、三セク——第三セクターというんですか、これが今、町内ではこれを出す段階で 4 つ、今、廃止とかなんとかあるようですが、4 つあるんですが、組織とか形態、これがちょっと町民の皆さんがよくわからないところがある。時々聞くんですよ、「何か」。それで、これを町民の皆さんにもっと周知する意味もあるんですが、それが……、それと……、お答えを聞いてからになるんですが、町民がどこまでかかわれるか、これ、町がかかわっておるわけじゃから、町民もかかわれると思うんですが、ちょっとその辺をお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、第三セクターにつきましてお答えをさせていただきます。

まずは、第三セクターの状況についてでございますが、先般、全員協議会でも今年度の直近の状況の報告をさせていただきました。町内に4つの第三セクターがあるということでございます。それぞれの組織形態等につきまして、先ほどもありましたが、周知の意味も込めて、これ、ケーブルテレビ、皆さん見ていらっしゃると思いますので、改めて概略を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、吉賀町の土地開発公社でございます。公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことによりまして、地域の秩序ある整備と住民の福祉の増進に寄与することを目的とした組織でございます。資本金は300万円、吉賀町が100%出資をしているものでございます。事業といたしましては、土地の取得、造成、その他の管理及び処分等を行うということでございますが、平成17年、合併をして、六日市町の土地開発公社から吉賀町土地開発公社というふうに名称を変更をいたしまして、それ以降、22年度に1件だけ敷地造成事業を実施したのみでございます。現在、解散の方向で調整をしております。先般、この議会にも、その議案の上程をさせていただいたところでございます。

次に、吉賀町農業公社でございます。効率的で生産性の高い近代的農業を確立するために、農地の有効利用と農作業の受託、農業用施設の管理運営等により、生産コストの低減を図るとともに、中核農家、営農集団の育成及び特産品開発等の農業振興施策を行って、地域農業の社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とした組織でございます。資本金は3,352万円、吉賀町はそのうち87.5%に当たる3,000万円を出資をしております。事業といたしましては、農地保有合理化事業、農業施設の設置、管理運営、農作業の受託事業、それから中核農家、営農集団等の育成、こういったことを行っておりまして、道の駅むいかいち温泉の管理運営なども行っているということでございます。

次に、株式会社サンエムでございます。公共団体からの業務受託である観光施設の管理運営、宿泊施設の管理運営、そしてスポーツ施設の管理運営、公園ほか公共施設の管理運営や燃料供給などを目的とした組織でございます。資本金は1,000万円、吉賀町はその70%に当たる700万円を出資をしているということでございます。事業といたしましては、観光宿泊施設、スポーツ施設等、公共施設の管理運営や木質燃料チップの供給、動産の賃貸、あるいは学校給食の運搬、こういった業務を行っているということでございます。

最後に、株式会社エポックかきのきむらでございます。こちらはキノコ用菌床の生産販売、キノコ、有機農産物等の生産、集出荷、販売、そして軽食の運営や温泉施設の運営、経営などを目的とした組織でございます。資本金は1,620万円、吉賀町はそのうち52.5%に当たる850万円を出資をしているものでございます。具体の事業といたしましては、生シイタケ用菌床製造や販売、菌床、シイタケ選別や販売、それから道の駅の特産品直売所の経営、道の駅施設

の管理運営や老人福祉センター「はとの湯荘」の管理運営等を行っているものでございます。

以上が4つの三セクの、いわゆる概要でございます。

次に、三セクの組織形態について、住民の皆さんへの周知でございますが、これは、決まった——定期的にということはないのでございます。今後、必要に応じて、そういった情報提供が必要であれば、その都度対応させてもらいたいと思います。

それから、住民の方がこの三セクにどの程度かわかりが持てるのかということでございますが、公社や株式会社が実施いたします事業を利用する。ここについてのかかわりはできるわけでございますが、とりわけ株式や出資者でないということでございますので、当然、経営にはかかわることができないということだけは申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 土地開発公社はなくなるということですが、サンエムとエポックは株式会社ですね。農業公社は何か法人です、法人は法人じゃけど。それで、これ、ほとんど50%以上は町が出資しちよる。それでお聞きしたいのは、そこのいろいろな、3つあるうちの——全部ですが、そこの長、例えば社長、あるいは農業公社の場合は理事かな、理事長、それを決めるのはどなたが決めるのか。それと、今、実際に町民が経営にかかわることはもちろん、そこの組織、株を持っておるとかという場合はできるのかな。それで、一般の人が、これ、町がほとんど出資ということになれば、町民、例えばそこの経営には参加する人もあるでしょうが、例えば議事録なんかを見ることができるかどうか、ちょっとこの2つを……。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど御紹介をさせていただきました4つの三セクのことでございます。とりわけ、その代表者の決定の手續なりでございます。どこでかという、当然、取締役会があったり、会社であれば、それから株主総会もあったりしてということで、その段階を踏んでの決定になるということでございます。先ほど御紹介をさせていただいた中で、私が代表を務めておりますのは、2つ目に紹介をさせていただいた農業公社、一般社団法人でございます。こちらの代表を務めさせていただいているという状況でございます。

それから、当然、出資を町が大方のところはやっておりますので、経営に当然、町の代表として私も出ておりますので、意見もさせていただいております。会議録等の情報公開のお話でございます。これは、それぞれ団体のほうへ申し出ていただければ、行政と同じような手続は必要なんだと思いますが、その辺の対応は可能ではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） それで、町が50%、株式会社の場合、2つあるわけですが、組合組織じゃないから、株主さんが1人1つの権限でなしに、株が多いほうが権限があるですね、

株式会社で。ということは、実質的には町が人事を、例えば社長なら社長、専務なら専務、それを決める、実質的にはそういうことの理解でいいですか。町が——町長が決める、「あんた、社長をやれ。あんた、何々をやれ」というふうな人事を。実権は、実際には町じゃ。株式会社はそういうことじゃないですかいいね。株式会社で選挙をせえということは余り聞いたことはないんで。いや、それだけ、ちょっと確かめておきたいんですが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 持ち株でどうこうというよりも、私は合議制であるというふうに理解をしております。ですから、先ほど出資率、申し上げましたが、土地開発公社は100%である。農業公社は87.5%、それからサンエムの場合は70%であって、エポックの場合は52.5%、過半数から100%を吉賀町が、町が出資しているわけですから、仮に今のようなお話であると、全てが私の一存で決まってしまうということになるというふうに私は理解しますので、役員であったり代表、これは、先ほど言いましたような機関会議を経て、合議の中で決まってくるというふうに私は理解をしております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 時計を見るんですが、3番目の質問ですけど、空き家バンクがあります。この空き家バンクの制度、これもあんまり私もよく詳しくわからないんですが、このバンクを利用するのに、とりあえず家を——空き家を登録して、それを片づけて、それで誰かに貸す。そのときにトラブルがあった例があるかどうか、ちょっとそこを……。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 空き家バンクの状況についてということで、御質問にありましたトラブルの件、端的にお答えをさせていただきたいと思いますが、御質問にありました運営上のトラブルについてでございますが、町が行っております空き家バンク制度は、町はマッチングだけをするという建前になっております。したがって、借り主と貸し主との紹介と、それから決定後の地域への紹介を行うということにとどまるわけでございます。具体的な条件とか交渉につきましては、いわゆる当人同士のお話になるわけでございますので、今までいわゆる町が関与する段階においてでございますが、その段階において大きなトラブルがあったというようなお話はこちらのほうでは把握をしておりません。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 今、人口はどんどん減つとるから、よそから入ってもらって、いろんな仕事をしてもらわにゃいけんような状態です。と思うんですが、その空き家バンクに入る人が、私はどなたでも大いに歓迎せんにゃいけんというのを皆さんにも言うとするんですが、やはり、大体田舎ではよそ者という何かがあるんで、誰が隣に入られても、まず警戒するというのは

おかしいですが、警戒がある。それで、これ、人権問題ともなるんで、ちょっとあまり言え……、言わんにやわからんから言うんですが、今、企業さんが外国人を雇っている。雇っとるんか、あれ派遣か、いろいろあるようですけど、それが、空き家バンクというか空き家へ入居されるときに、やはりちょっと問題があったちゅうことを聞いております。それで、住民の皆さんが、町がどこまで責任をとるんだと、そこがよくわからないというのが出とるんですが、例えばごみ出しなんかを、字の読めない人がおるから、何でもええから全部詰めて出す。すると、地元の近所の人から、要するに文句が出るわけね、「あねえなことをしてもろうちゃあ困るんじゃが」。私、責任があるわけじゃないけど、ちょっとかかわったところがあったりして、「あれを何とかしてくれんにやあやれん」と、こういうのを聞くんですが、その辺を行政がどこまで……、責任はさっき言われたように当人同士——家主さんと借り主との話ということで、町はその仲立ちをしとるということだったんで、責任云々というのはちょっとおかしいんですが、しかし、実際そういうトラブルがあることは間違いない。今後もまたどんどんふえていくと思うんですよ。というのが、町の空き家バンクの例もあるけど、民間の不動産屋——宅地・建物業者が自分で家を貸すと。これは町が全然入ってない。それでもやっぱりトラブルがある。それは、今度、買った、整備しとる人が責任持たにやいけんということであるんですが、ちょっとその前に、何かそういう、何か皆さんに、今から人がどんどん入ってくるから、行政として何か打つ手はないものかということで、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、吉賀町が行っております空き家バンク、どこの自治体でもそうだと思いますが、先ほどお答えをさせていただいたように、吉賀町、行政としてのスタンスは、貸し主の方と借り主の方、双方のマッチングをするにとどまっているわけでございます。あとは、条件的なことは双方でお話をさせていただいてということになるわけでございますので、今あったようなトラブルがあるというのは、ちょっと結果的には残念な結果だろうと思いますけど、ただ、そういったお話があるということは、幾らかやっぱり支障を来しているというのは事実だろうというふうに思っています。

以前、ある企業のほうへ訪問させていただくと、派遣で来られた方空き家バンクとか、あるいは不動産の会社の御紹介で入ったところ、特に御近所とのトラブルとか、御迷惑かけているのはごみ出しの問題であったり、日常生活の本当の基礎的な部分でなかなか地元とうまくいかないというようなお話もあったりして、そこをどうにかお手伝いできないかなということで、今、担当の、特に窓口、企画ですけど、それぞれ海外の方が入っておられるその母国語の、外国語版の説明書のチラシをつくったり、そんなことで、幾らかでも生活のしづらさとか、地元での支障を来している部分が解消できるのであればということで、ささいなことなんですけど、そんなことか

らも御支援、御協力できればということで、今、ごみ出しの件をちょっと例に出しましたけど、そういったところから、今、少しばかり努力をさせていただいております。

それから、ああして町内にも不動産業者があつたりして、その御紹介で地域の空き家とか、そういったところへ入っておられるというような、あるいはそういったことを希望しておられるというようなお話を聞きます。これも形は違いますけど、空き家をしっかり活用していただくということには変わりがないので、そこにも外国の方が入れば、先ほど言ったようなやっぱり問題があることもあるかも知れません。それは、形は違いますけど、行政のほうで生活の支援ができることがあれば、しっかり、下支えといいますか、御支援なりはさせていただく準備がございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 言葉が——文字が読めないということで、そういうトラブル……、ぜひ、今、言われたような何か、余計なんだろうけど、例えばごみ出しも、あるいは近所の人のつき合い、簡単なことでもいいから、ぜひやってください。

それで、4 番目、これは道路とか水路。水路というのは、谷も水路、の維持管理の問題ですが、例えば、道路、水路の危険箇所なんか、恐らく建設課で把握されておると思うんです。随分いろんなところがあると思うんです。ことしは梅雨があまり大したこともなかったし、ただ、台風も今からどのぐらい来るかわかりませんが、大水が出たら必ず壊れるという、地元の、一番よく知っちゃあ。これ、何遍も言うんじゃないけど、なかなか来てくれないというのを聞くんですが、その問題と、マップはあると思うんですけどね、ここは危ないところ、全町に。それを町民の方に、少なくともその地区ぐらいには、こういう対策があるんだということを周知してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、最後の御質問でございます。道路、水路の維持管理ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、道路につきまして、現在、吉賀町内には国道が1路線で27キロ、それから県道で申し上げますと7路線で75キロ、そして町道に至っては314路線で223キロ、こういった状況でございます。町道管理者として、道路の安全と円滑な交通を確保するため、日々努力をしているということは御理解をいただきたいと思います。

御指摘の道路の危険な箇所といたしましては、落石等になろうかと思います。平成28年度に発生いたしました県道落石事故を受けまして、町道につきましても対策を進めているところでございますが、先ほど申し上げましたように、膨大な路線の延長になるわけでございます。ほとんどが急峻な地形の谷あい縫うように走っているのが現状でございますので、大変な業務になる

わけでございます。昨年度までに4カ所の対策工事を実施してまいりました。今年度も1カ所におきまして、工事実施に向け、測量調査を実施しているところでございます。点検を通じて、危険性が高いと判断した場合は、必要に応じて予算措置等を行いながら、できるだけ速やかに危険性の除去に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、国道、県道、こちらの状況につきましては、引き続き要望活動をしっかり行ってまいりたいと思います。

続きまして、谷も含めた水路の危険箇所の通告もございました。島根県は全国的な豪雨による土砂災害に対応するために、土砂災害警戒区域の指定を行っております。これは土砂災害防止法に基づくものでございまして、全戸に配布をしております島根県防災マップにその位置が掲載されております。御自宅の付近が警戒区域に指定されていないか、いま一度御確認をいただきまして、指定のある場合は、避難行動等に役立てていただきたいと思います。そして、指定の有無にかかわらず、危険な箇所の確認をしていただきまして、今後の避難対策に役立てていただきたいと思います。具体的な危険箇所の対応につきましては、危険性の高い箇所については、砂防事業、治山事業の要望を行ってまいります。

また、町の対応といたしましては、河川改良事業の実施とあわせ、8月の臨時議会におきましても御答弁いたしました。消防団が出動いたしまして、土のう等で対策した箇所につきましては、今後、地域条件等を考慮して、予算を踏まえながら対応していくこととしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、町内における危険箇所の周知につきましては、先ほども申しましたが、浸水が想定される地域や土砂災害警戒区域などの危険箇所を記した防災マップを作成いたしまして、平成28年度当初に町内全戸に対して配布をしているところでございます。また、ホームページにも掲載いたしまして、危険箇所の周知を行ってきたところでございます。その他自治会等から危険箇所の説明、あるいは防災全般にかかわる説明会の開催の御要望がございましたら、行政役場のほうの防災担当者が説明を行う準備がございしますので、ぜひお声かけをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 大きなことはわかりました。小さいことでもないんですが、先般も、谷がありまして、それ、コンクリートでこうやって、三面張というんですね。それで、道路から高さが、私、はかったら、ちょうど私とおなじぐらい、160センチぐらい。その近くの、今はほとんど年寄りなんで、以前は子どもがようけおったから、柵というか、ガードレールのようなものをつけた。それが全部でなく、集会所がありましてね、そこへちゅうんで町につけてもらった。ところが、今ごろは、最近は、子どもはほとんどおらんけど、年寄りがふえた。年寄りがなかなか歩けん。いつ転げ込むかわからない。それで、やっぱりそういうのをずうっと、やっ

てもらえないかという話があつて、役場の担当の方へ相談したら、「いや、そりゃ2メートル以上はないと、そういう垣はつくれない」と言われた。1メートル50でも、もし年寄りが落ちたらけがをする。へたをしたから、命取りになるから、いや、その命とかけがじゃなしに、そういう規定があるからできない。確かに法律を守るのは当たり前、特に国家公務員、地方公務員、公務員の方はそれが仕事であると思われるんですが、もし、私が言うんじゃないくて、その人が「いやあ、もう足が悪うて、落ちたらどうしようか」と言われるから言うた。「けがをするとか命よりは法が大切か」と私は一言言いたかったんですが、言わなかったけど、何かそういう感覚では、もし、恐らく1メートル50から落ちたけがは必ずするぐらいなもんです。そういう規定があるんなら変えりゃええと思うんです。だから、結局聞いてもらえなかった。その辺、町長どうですか。決まりがあるから……、決まりは人がつくるんですね。人がつくるのは、もしそれに合わなかったら変えりゃあええわ。ただ、そういうことも全町に何百カ所もあるかもわからんから、全てということにならんかもわからんけど、そこの事情によっては、そういうことも考えてもらわんにゃいけんかと思うんですが、どうですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体的なお話をいただきました。いつ、どういったときに、どういった現場で、私、承知しておりませんので、わかりませんが、法律というのは、ある意味ガイドラインを定めたものでございますから、一律に、今、高さのお話がありました。2メートル以上でないと、私はその法律の内容まで一応承知しておりませんが、そのラインが1.5メートルとか2.0以上でないと設置ができないという、仮に縛りがあっても、じゃあそれより低い高さ、満たないところで設置をしていけないかという、決してそういう話じゃないと思います。当然、それぞれ置かれた状況の中で、それぞれの自治体が施せば、そこは法律に抵触するとか、そういう話じゃないと思いますので、現場を見た職員がどういうふうな考えの中でお話をしたのかわかりませんが、またそういったことがあるのであれば、また現場も確認をさせていただいて、対応する必要があるれば、そのように対処させていただきたいということで、あくまで法律というのはオールジャパンで決める決めごとですから、あとはローカルルールで、条例とか、そういったもので該当できる、あるいは対応できる支援策があるとすれば、そこはそれに別段こだわる必要は、私はないんじゃないかというふうに考えております。また、そういった御指摘がある箇所がございましたら、ぜひ建設水道課のほう、あるいは該当の課のほうへお問い合わせなりをしていただいたらと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 町長の答弁に感心しました。言われたように、法律ちゅうのは、その場その場で柔軟にやるのが法律と私は思っております。終わります。ありがとうございます。

た。

○議長（安永 友行君） 以上で、6 番目の通告者、1 番、松蔭議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後 3 時39分散会
